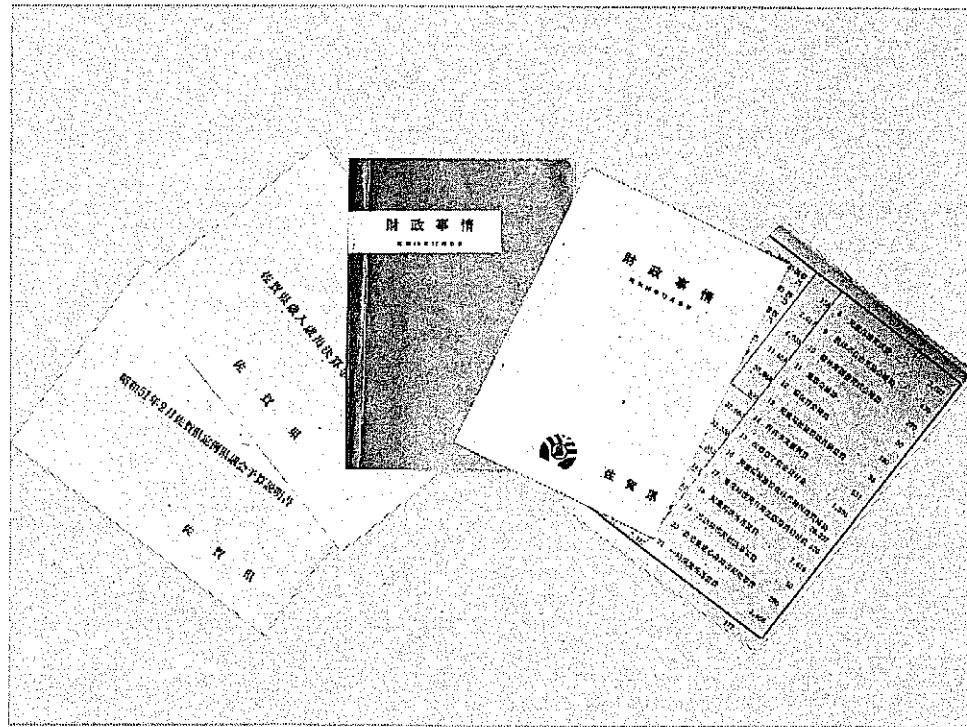


第五章 財

政



県財政の公表制度一財政事情など

第五章 財政

一 概説

地方財政は、戦前、戦中を通じて、還付税としての地租・家屋税・營業税の三収益税と、財政調整・財源付与の機能を果たした配付税制度を主体とした、比較的安定した税財政制度に支えられてきたため、終戦によって被った直接の痛手は、国庫財政に比べて軽微であった。

この間、本県の財政は、数次の制度改正によって、国依存の度合いが強く、また、県債のウェイトも高いなど内容的には必ずしも健全とはいえないが、毎年度相当額の繰越金を出しておらず、收支の面からは安定した財政運営が行われた。

終戦から二十三年までは、戦後の混乱期で、かつ、インフレの猛烈な進行の時期でもあった。このため、二十四年に占領軍総司令部は、ドッジ公使を迎えて、いわゆる「ドッジ政策」による健全財政政策（超緊縮財政）を強行し、ようやくインフレは終息した。しかし、このしわ寄せは、当時、地方団体に対する配付税が、所得税・法人税の三三・一四%から一六・二九%に半減されるなど、地方財源が大幅に削減されたため、地方財政は急激に悪化した。

続いて二十五年には、「シャウプ勧告」により、税・財政制度の大改革が行われた。この改正による地方税の増額は、市町村主体であって、

府県に利するところがなく、本県にとっては財政悪化の遠因となつた。

また、税源の偏在を調整するため、地方財政平衡交付金制度が創設された。この制度は従来の配付税制度に比し、かなり合理的なものであつたにもかかわらず、交付金の総額が、国庫財政の都合により、圧縮削減されたため、理想と現実の乖離が大きく、地方財政にとっては、期待に反し改善策とはなりえなかつた。このような推移の中で、二十七年には講和条約の発効により、新しい行政需要は急激に膨張し、地方財政は窮乏の一途をたどることになった。このことは、本県財政にとっても深刻なものとなり、ついに二十七年度実質収支で二億六、九〇〇万円の赤字となつた。

また、二十八年には、西日本地区を襲つた大水害による被害で、災害復旧費や対策費が増加し、資金繰りが行き詰まり、二十九年度には全国に先駆けて職員給与の遅払い等の事態が発生するなど、当時の県の資金繰りは、まさにマラソン金融となつていた。

このような事態を克服するため、県独自で赤字解消をすべく努力したもののは、制度的裏付けのない自主再建であつたため、議会や県民の批判が厳しく、二十九年五月の県議会では、ついに流会の事態を生じたが、その後の九月県議会でようやくその成立をみることができた。

翌三十一年十二月には、地方財政再建促進特別措置法が制定施行されたのを機に、県は三十年度を初年度とした四十年度までの十一か年間の財

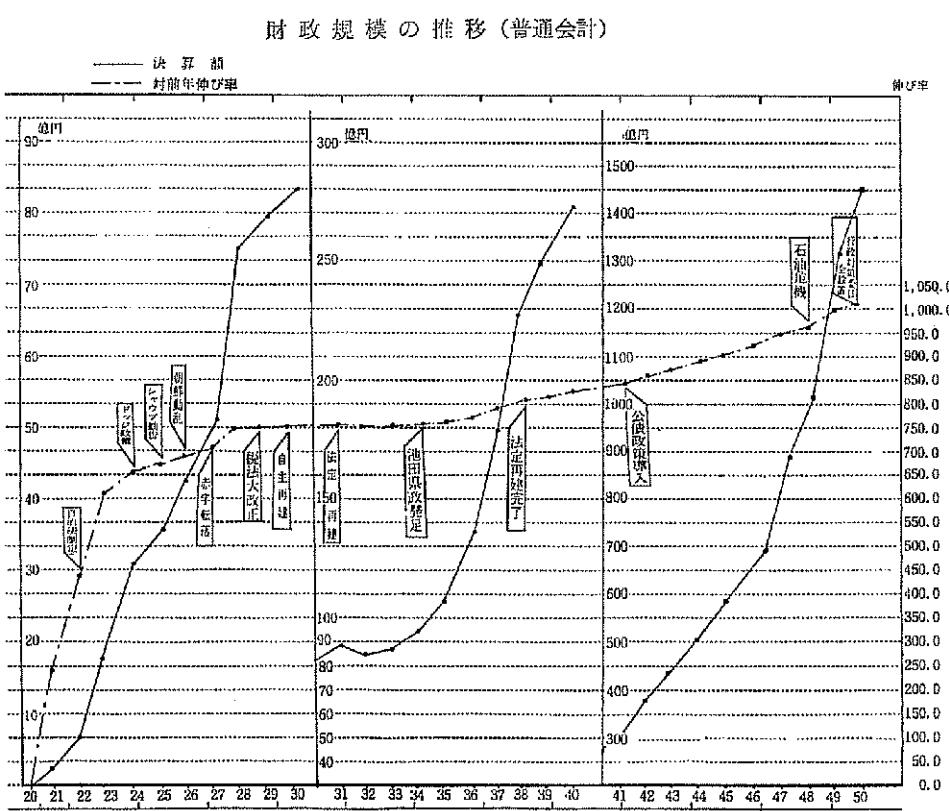
政再建団体の適用を受け、七億七、〇〇〇万円の赤字棚上げのための財政再建債の借り入れを行った。以降種々の問題を克服しながら、県財政健全化への努力と、地方財政制度の改善によって、三十五年以降黒字決算が続き、三十六年度および三十八年度には、財政再建債の繰り上げ償還を行い、当初計画の再建期間を二か年短縮し、三十八年度をもって財政再建を完了することができた。

財政再建の終了とともに各般の財政需要が増大するものと予想されたが、再建期間中の貴重な体験を生かし、財源の重点的配分と、経費の効率的使用によって、以降毎年度黒字決算が持続された。

四十年代に入っての経済は、若干の変動は見られたが順調な成長を続け、県財政も一応安定し、社会資本の充実と生活環境の整備促進を重点にした施策が推進され、財政規模も順調に伸び、四十八年度には、一、〇〇〇億円を越えた。

しかし、四八年秋の石油危機を契機として、わが国の経済は激しい変動に見舞われ、高度成長時代から一転して景気は停滞し、物価は異常なまで高騰し続け、四十九年度には、実質経済成長率はついに戦後初めてのマイナス成長を記録するなど、戦後最大の不況に見舞われた。この経済環境の悪化は、地方財政にじん大な影響をおよぼし、県税・交付税の伸びやみなど歳入面での増加が少なく、一方、歳出面では、これまで恒常化した社会保障関係費などこれを上回る各種経費が増大し、かつての高度成長期にみられたような、大幅な税の自然増によつて増大する財政需要への対応というパターンが、今後とも期待できない状況となつた。このことから、五十年度の本県の財政運営は極めて厳しいものとなり、三十四年以来の赤字転落は必至であると予想されるに至り、こ

の非常事態に対処するため、五十年八月「県行財政対策委員会」を設置し、経費の節減をはじめ、事業事務の見直し、給与・定数等の適正等に取り組み、健全財政確立に努力した結果、国の財政健全化債の措置もあ



つて赤字も一、〇〇〇万円とわずかな額にとどまり、一応の成果を挙げることができた。

以下、詳述する本県財政の実情をふり返って、特筆されることは、財源面での歳入の構成において、県税等の自主財源が乏しく、交付税等の依存財源の比率が高いことである。このことは、常に本県財政が国庫財政の動向に左右されることが大きいといえる。

このためには、税源の偏在に伴う国の財源保障制度の充実改善を要望することはもちろんであるが、県独自としても、自主財源増強のため諸施策の積極的な推進が今後の県政にとって大きな課題である。

二 財政の推移

(一) 終戦時における県財政

二十年度における本県の決算收支をみると、戦争の激化に伴い年々減少を続けた県税収入が、歳入のわずか三%にも満たない状態となつた反面、戦後処理費・インフレの進行等によって、歳出規模は六、四九六万円と、前年度の約一・九倍に膨張したが、国庫支出金・県債等の大幅な増加等により、一、二五七万円の剰余金が生じた。

このことは、戦争の遂行が結果として地方自治の弱体化を招いたことは否めないが、戦争による直接の影響は地方財政および本県財政にとても、比較的小さかったといえる。しかしながら、地方財政は敗戦により経済力が破壊されたため、税源が減少したのに反し、戦後処理費等の増加に加え、インフレの進行等に伴う収支の不均衡等が重なり、厳しい

財政運営が強いられ、地方自治の強化方策の必要性が痛感された。

新憲法の制定とともに、地方自治強化の方針が打ち出され、地方団体の自立化をはかるため、二十二年五月の地方自治法の施行をはじめ、各種の制度改正が措置されるなど、地方行政権の拡大が行われた。

特に、新憲法では、基本的人権の尊重が強調され、社会福祉国家建設のためにとられた義務教育の年限延長（六・三制）、生活保護等の社会福祉関係法の進展、保健衛生および消防行政の拡充、さらには自治体警察の創設等、画期的な措置が断行され、地方団体の財政需要は急激に増加したのに反し、これらに対処する財源の確保について苦慮した。

この窮屈する地方財政の強化のため、国では二十一年から二十三年にかけて、地方税制度を三度改正し、戦前にはみられなかつた独立税の大幅な增收をはかつたほか、二十二年は地方分与税法の改正によつて還付税は廢止され、従来の配付税が地方分与税に改称され、繰入率を引き上げるなど、地方財源を充実した。また、二十三年七月には地方団体の財政運営の基本法規として、地方財政法が制定され、制度としては一応国費と地方費の負担区分が定められたほか、委任事務に対する国の財源措置も規定された。このほか、同年、地方配付税法が施行され、地方分与税は地方配付税に改められるとともに、内務省を廢止し、新たに地方財政委員会が設置された。従来の強制予算や代執行などの地方財政に対する官治的な統制が撤廃されるなど、地方財政の民主化が行われた。また同年度には初めて今日の地方財政計画に相当する「二十三年度地方歳入歳出予算推計」も策定された。

このような全国的傾向の中で、本県の財政は生活保護や引揚者援護など民生安定に緊急を要する経費、インフレの進行に伴う人件費や物件費



早く学校のさくらんぼく立つ戦災に頭立てて

佐賀県復興宝くじを売る児童
(昭和22年2月 佐賀新聞)

の増加もあって急激な上昇を続け、二十二年度における一般会計の当初予算は、九、〇六九万円であったのが、その後一〇回にわたる追加予算を余儀なくされ、年度末には七億三、六九八万円となり、当初に対しても八・一倍へと異常なまでの膨張をみた。なかでも給与ベースの改定に伴う人件費が増大し、各地方団体ともこの財源確保に苦慮していたため、この対策として、国では、二十二年度に地方公共団体職員給与特別措置資金等（職員給与改善費）貸付金として地方団体へ貸し付けの措置を行った。この貸付金は、特別措置法により二十四年度以降分について六、二〇〇万円のうち、三、九三二万円の償還が免除された。

本県は幸いにして戦災に伴う復旧費は比較的小規模であったが、二十九月の枕崎台風、同年十月の阿久根台風、こえて二十三年九月、さらには二十四年六月と相次ぐ台風による被害の災害復旧費が例年多額にの

ぱり、財政運営にも大きな障害となつた。
また、二十二年二月には、一枚一〇円の「佐賀県復興宝くじ」が発売され、盲・ろう学校等の復興資金にあてられた。なお、この宝くじの売り上げは七〇〇万円であった。

財政の膨張 二十四年度までの地方財政全体と本県の歳出規模の推移を、九年～十一年を一〇〇とした名目（卸売物価指数）歳出規模と、十一年度を一〇〇とした実質歳出規模を比較してみると、地方全体では、名目で十五年度で一・三倍、二十年度で二・三倍、二十一年度には戦後の極端なインフレの影響で一二・八倍、二十三年度に一一九・七倍、二十四年度には一八〇・八倍と極端に膨張している。しかし実質では、一時的な増加はあるが、終戦までは漸減し、二十年度では〇・六六倍、二十四年度においても〇・八六倍の増加にとどまっている。

一方、本県についてみれば、名目では、十五年度一・八倍、二十年度に八・四倍となり、二十一年度二八・九倍、二十三年度二二四・四倍、二十四年度には三九四・四倍となつた。また、実質においても、二十年度で二・九倍、以後減少したものの二十四年度で一・八八倍となつており、地方全体において実質的に二十五年度で初めて十年度当時の財政規模へと回復がみられたのに対して、本県の財政は大きく膨張している。

自主財源のせい弱 また、県財政を自主性・自立性という観点から県（国庫支出金、地方分与税、県債）とに分けて比較すると、依存財源が歳入決算額に対して二十年度で八〇%、二十一年度には八二・八%に達し、二十四年度においても七〇・五%となつていて。一方、自主財源の主体である県税の構成比は二十年度にわずか二・七%にすぎなかつたも

のが、地方財源強化のための税制改正等により、二十三年度には二十四・二%を占めたが、二十四年度には二一・一%に下がっている。

また、歳出面では土木費、教育費、産業経済費の比率が高く、この三費目で全体のおよそ八〇%を占めている。教育費は大部分が給与費であり、土木費や産業経済費のうち大部分の額が災害復旧費で、社会資本充実のための建設事業費は少額しか計上できず、度重なる地方財政の自立強化のための制度改正も、本県にとって大きな効果は与えなかつた。

(1) 「ドッジ政策」と県財政

戦後とどまるところを知らないインフレを終息させ、日本經濟を安定させるために、二十三年十二月、経済安定九原則がマッカーサー元帥から吉田首相へ指示された。また、二十四年には総司令部の招いで来日した、米国のドッジ公使によるいわゆる「ドッジ政策」に基づき、①国、地方を通ずる歳出の削減、②赤字公債の不発行、③徵税の強化、を基本とした、インフレ抑制・財政健全化のための緊縮財政の強行政策がとられ、従来の配付税率三三・一四%を一六・二九%に減ずるとともに、地方債についても圧縮の方針がとられた。このため、地方財政は前年度に比べ、実質的に一四四億円の収入減をきたした。

二十四年度の国の予算はこうした地方財政の犠牲によって、辛うじてその均衡を保ち、このドッジ・ラインと呼ばれる財政政策の強行によつて、インフレもようやく衰えをみせ、日本經濟は健全な復興への歩みをはじめたが、こうした極端な地方財政の圧縮政策は、本来彈力性に乏しい地方財政に大きな打撃を与えた。折しも、二十四年二月十八日未明、本県では県庁舎が

出火によって大半を焼失し、新たに大きな財政負担を負わされることになつた。

県庁舎の再建については、九、九〇〇万円の県債と六〇〇万円にのぼる寄附金によって、二十四年十一月に起工し、翌二十五年十一月十五日落成した。

本県の二十四年度の当初予算編成にあたっては、経済九原則に即応して節約を旨とし、収入の確実な把握と收支の均衡を基本とし、産業の振興を重点とした編成を行つたが、当初予算一二億七、〇〇〇万円のうち人件費が五七%の七億二、四〇〇万円を占めるという極めて硬直化したものであった。このため、財政の健全化の確保という見地から職員数の削減問題がとり上げられ、二十四年三月には「行政整理対策特別委員会」が設置され、人件費の抑制問題が真剣に討議された。また、二十四年五月に配付税の減収を大幅に増税するなど、地方税の改正が行われたことなどによって、本県財政も一応の安定を保つかにみえたが、同年八月のジュディス台風により大きな被害を被り、財政運営は根底からゆさぶられた。

(2) シャウプ勧告による財政制度改革と県財政

戦後相次いで実施された地方税財政制度の改革は、地方財源をある程度拡大するとともに、地方財政の自立性をも少しは高めたが、地方団体は依然として国の財源に依存し、財政運営は政府の制約を受けなければならなかつた。

特に、各分野にわたる戦後処理費は地方財源だけではまかなえず、また、年々累増を続ける地方債の発行などを考えあわせ、国と地方団体間

現行収入の28%減

致命的なシヴァの御告

（三）本院之設立，為吾國司法上一大變動，其重要性不言而喻。但其設立之目的，則在於將來之司法行政，將由中央政府直接管理，以期達到司法獨立之目的。但就現時之情形看來，本院之設立，實為吾國司法上一大變動，其重要性不言而喻。但其設立之目的，則在於將來之司法行政，將由中央政府直接管理，以期達到司法獨立之目的。但就現時之情形看來，

の税財政制度を抜本的に改革するとともに、行政事務の再配分問題を根本的に検討しなければならない情勢となつた。

このような情勢下に、二十四年四月、ドッジ政策による税・財政制度の混乱を根本的に改革する目的をもって、シャウプ税制調査使節団が来日し、四か月にわたる調査の結果、詳細な報告書を提出し、税制の大規模な改革が勧告された。

勧告は「戦後の地方団体は新しい責務を負い、新規費用、特に教育、警察、消防、戦災復興および自治範囲の拡張に伴う費用を負担しなければならない。しかも人口は増加しており、各種の施設は荒廃状態にある。従つて地方団体の歳出を戦前の水準に引き上げ、さらに増加費用および人口増要素に対し、控え目に財源措置をするとして、少なくとも地方税四〇〇億円を含め一、〇〇〇億円の財源増加を必要とする。」と

シャウプ勧告の県財政への影響を発表する 県庁報紙「県民」

述べ、地方自治に対しきわめて理解ある好意的なものであつた。

しかしながら、実施面では種々の問題があり、特に中央省庁の強い抵抗もあって、勧告の半分も実現できなかつた。さらに、二十五年度における新規財政需要の増加等を考え、他方、勧告のいう三〇〇億円の寄附金の整理を行えば、ドッジ政策により圧縮された地方財政に対して大きな貢献とはならなかつた。また勧告において、地方税の増加は市町村税に限つてはいるため、府県の財政に利するところがなく、かつ、府県税体系が収入の普遍性の少ない税目となつたため、ことに本県のような農村県にとっては財政悪化の大きな原因となつた。

期待に反した地方財政平衡交付金制度 一方、税制改正による税源の偏在を調整するため、今までの地方配付税に代わるものとして、地方財政平衡交付金制度が二十五年五月三十日に設けられた。

これは従来の地方配付税制度が、国税（所得税および法人税）収入の一定率の額を、地方団体の財政力に応じて、つまり弱小団体に対してそ

の貧富の度合に応じて配付するものであったが、平衡交付金制度は、特定の財源との結合がなく、その総額は、地方財政計画を作成し、歳入が歳出に不足する額を交付金で補てんすることになった。しかし、その総額の決定にあたって国の財政当局と地方団体との意見が一致せず、地方財政からみれば必要と考える交付金が、国の予算に計上されないという結果となり、これも地方財政を悪化させる大きな要因となつた。さらに税制においても、主要税目の事業税・入場税・遊興飲食税は、景気の変動に左右される不安定な税であつた。

しかしながら、終戦以来続いたインフレの進行が、二十四年の後半から国の緊縮政策の影響もあって次第に速度をゆるめ、経済の大勢は次第

に安定化の方向を示した。

このような情勢下で、二十五年度の県予算は、平衡交付金が一〇億二〇〇万円で前年度（配付税）の五億二〇〇万円に比べて五億円の増加となつたものの、二十四年度までは国庫補助金として別途三億二、〇〇〇万円交付されていたものが打ち切られ、実質的な増加は一億八、〇〇〇万円となつた。税制改正に伴う県税収入の減を相殺すると、全体としては逆に、四、二〇〇万円の減収となり、経費の節減・事業の縮小を余儀なくされた。

これは期待されて発足した平衡交付金制度が、地方財政の実態に見合った総額の確保ができなかつたこと、さらには財政需要額の算定に用いられる測定単位の数値がすべて人口・面積に類するものであつたこと、弱小団体の需要額算定にあたつての補正が必ずしも充分ではなかつたためである。

県財政硬直化へ 二十六年度の県予算においても、十月からの給与改定経費の増加をはじめ、前年七月に発生した台風被害の復旧費、生活保護費の増加、結核予防法の施行などによつて経費支出は増大する反面、歳入財源は、朝鮮動乱に伴つて一部産業界の活況により、法人事業税を主体に若干の增收があつたものの、当面の財政需要をまかねるものではなかつた。これは、本県のみでなく地方団体全体の問題となり、地方団体の強い要望により年度途中で平衡交付金一〇〇億円の増額が行われたが、本県には、逆に、当初見込みを下回る配分額となつたため、赤字決算を回避するために、事業の打ち切り・繰り延べ等大幅な節減を行い、県単独事業はわずか三億円と歳出総額の六・八%程度にすぎなかつた。県債の発行が急増したのも二十六年度からの特徴である。三十年度の

七三五万円から漸増し、二十五年度には二億七、七〇〇万円、さらに二十六年度は四億九、六〇〇万円と増大していった。二十七年三月末における県債の発行残高は約一四億円で、このうち災害復旧費の占める割合が五八・八%を占め、後年度の償還費も県財政を赤字へ追い込む一つの要因となつた。

戦後の地方財政はドッジ・プランによる超均衡財政政策によつて大きな影響を受け、またシャウプ勧告による地方税財政制度の改革も結果的に根本的解決策とはなりえなかつた。二十六年から二十七年度にかけて、経済界の一時的好況に伴い、地方財源も若干の增收はみたものの、公共事業費の増加に伴う地方負担の増加、物価騰貴に伴う行政経費の累増、とくに給与改定による給与費の膨張には到底対応できるものではなかつた。

二十七年四月には講和条約が発効し、これまでの占領軍による強力な国の予算に対する干渉がなくなり、戦後の新しい行政内容の充実のための経費増加に対する予算の増額要望が強く、二十七、二十八年の国の予算は急激に膨張した。

地方財政においても、首長議員の公選制とも関連して経費が増加し、物価の高騰、給与関係費の増加を招く一方、減税に対する住民の要求は何にも増して強くなつた。二十八年度の国の予算は、災害関係費も大きかつたが、一兆円を超えることとなり、一方、朝鮮動乱による特需景気が終息し、戦後二回目の不況に見舞われたため、国際收支の悪化等から経済は難しい局面を迎えた。二十九年度は、国の予算を一兆円以内におさえ、いわゆる経済再建のための地固め財政運営が行われ、地方財政もこの方針の下に、地方財政計画が策定されたが、国庫財政とは経費の性

格を異にする部分が多かったので、財政計画の縮減よりも、現実の運営面では縮減できず、財政計画を前提とした地方財源だけでは経費増に対応できなかつた。

(四) 県財政、赤字へ転落

二十五年のシャウプ勧告による地方税財政制度の改革を契機とし、地方財政が年を追つて窮屈してきたのと同様に、本県の財政も税の減収、人件費の急増、災害復旧費の増加等をきたし、年々困窮の度を加え、県債の増発により辛うじて切り抜けてきたが、二十七年度に至つてついに二億六、九〇〇万円の実質赤字を出すやむなきに至つた。この赤字決算は、東京・大阪のような富裕団体は別として、ほとんどの府県によつては、その発生要因としては、地方団体共通の問題と本県独自の問題があつた。

全国共通の問題としては、地方財政が円滑に維持運営できる前提で策定した地方財政計画自体が、地方の実態と適合していないものであつたことである。このことについては、地方制度調査会の答申の中でも「現在の地方財政計画の基礎には、地方的事情による財政需要の増加および地方税の收支見込みの算定方法に幾多の地方の実情にそぐわない点がある。この是正のためには新たに三〇〇億円の地方財源が必要である。」と指摘している。

本県独自の問題としては、自主財源に乏しく、国庫依存の度合いが全國平均に比べて一〇%程度高く、地方財政計画の矛盾の影響が大きいこと、本県の一般財源の平均増加率が地方財政の平均増加率におよばず、その差が一億六、〇〇〇万円から一億八、〇〇〇万円に相当すること

(歳入予算の三・四%)、また、地方財政計画では毎年五%から一〇%の節減が計画されており、この場合、本県は一億八、〇〇〇万円の節減が必要となるが、従来から最低の行政水準を維持してきたにすぎない本県にとってはこれ以上の節減は容易なことではなかつた。加えて、相次ぐ災害復旧費の増大、特に二十八年度には六月、七月ときびすを接して本県に襲來した大水害の被害等による復旧費の増加が決定的な打撃を与えた。さらに、二十七年度からの赤字発生は、各年度の資金繰りに悪影響をおよぼし、借入金利子だけでも大きな負担となり、財政運営の重圧となつた。

本県の赤字財政の推移をみると、実質収支の赤字は二十七年度からはじまり、二十九年度末で約九億円、三十年度末で約一一億円(歳出決算規模の一三・二%)という巨額の累積赤字が発生している。この赤字発生の原因として主なものをあげると、次のとおりであつた。

- 一 税収入等の自己財源に乏しく、県財政に彈力性がなかつた
- 二 公共事業等の投資的経費を執行するために、毎年度多額の地方債を借り入れ、その元利償還費が逐年累積した
- 三 経済情勢の変化に伴う公務員の給与改定による人件費の飛躍的な増大に反し一般財源の増加がこれに及ばなかつた
- 四 二十八年に西日本一帯を襲つた大水害がこれに拍車をかけた

なお、二十八年災害は本県にとってもまた農家にとっても空前の大水害であったため、この年度に、水害農家の救済を目的として、水害農家用米麦売買代金特別会計が設置された(二十八年度限りで廃止)。一方、地方財政全体の推移をみてみると、地方団体における赤字は一度表面化するや、加速度的に累積し、二十六年度で七六四団体(うち、

府県一三団体)・実質赤字一〇一億五、九〇〇万円(うち、府県分二五億九、〇〇〇万円)、二十七年度には二、六三二団体(うち、府県三六団体)・実質赤字三〇〇億九、四〇〇万円(うち府県分一三八億七〇〇万円)、二十八年度になると一、七四二団体(うち、府県三九団体)・実質赤字四六二億二、四〇〇万円(うち、府県分二四億七、九〇〇万円)、そして二十九年度末においては全国八、九七四団体の二五%にあたる一、二八一団体(うち、府県三四団体)で、実質赤字六四八億八、一〇〇万円となつた(決算規模の五・六%)。

このように困窮の度を深める地方財政は、ようやく大きな政治問題となり、その打開策の速やかな樹立が各方面から強く要請されるようになつた。そこで政府は二十七年十二月に「地方制度調査会」を設置し、戰後の地方行政財政制度の全般について、その改革の意見を求めた。超えて二十八年八月には、国会においても議員提案による「地方財政再建整備法」が提出され、同年十月には地方制度調査会から「地方財政再建に関するべき具体的方途について」の答申が行われた。

(iv) 財政再建

財政再建へ努 二十五年の税制改革以後、県税収入は減少を続け、他力と節減計画 方では相次ぐ大災害が続き、二十七年度以降赤字が累積し、県財政はどん底に落ち込んだ。

国が当然めんどうを見るべき二十八年度の災害復旧費一二億円も六億円で打ち切られるということもあり、また極度に圧縮を強いられた地方財政計画によれば、二十九年度の計画額は、一般財源ベースで二三億円程度しか見込められなかつた。一方、歳出においては極度の節減を行つ

たにもかかわらず、二十八年度決算ですでに一五億円を必要としており、さらに警察制度の改革に伴う府県への移管、給与改定の平年度化等を考慮に入れると、一般財源で三五億円から三六億円が最低限必要と見込まれ、差し引き一〇億円以上の赤字が予想される状況であつた。

このため、二十九年度の当初予算においては、均衡予算を建て前として、可能な限りの圧縮をはかつたが、結局は六億六、〇〇〇万円が不足することが見込まれ、平衡交付金の水増し計上を余儀なくされた。このことは議会においても論議を呼び、一応可決されたものの、附帯決議として「県行政機構の簡素化並びに人員整理の決議」が採択された。

これは、本県財政の窮乏の原因を速かに除去するため、

一 地方事務所の廃止と教育事務所の縮小、さらに出先機関の整理統合による人員整理

二 現在の欠員を補充しない予算措置

三 公立学校の教職員および事務職員については、平衡交付金の基準

を著しく超過しているので、これを削減する

等を内容とするものであった。こうした経緯をふまえ、

一 本庁の一室七部を四部とし、出納室を独立させる

二 八か所の地方事務所を廃止し、必要最少限の独立事務所を存置する

三 教育研究所、文化館の廃止および教育事務所の縮小などの機構改革によつて

1 一般職員一八四人(知事部局一七一人、各種委員会一三人)の削減

2 教職員の入件費を五、五〇〇万円程度を目標に節減する



人員整理は流産
臨時県議会の大活動
機構改革案をめぐって荒れた
昭和29年5月臨時県議会
(昭和29年6月 佐賀新聞)

3 人員整理に

伴う退職手
当について
は普通退職
の倍額支給
とし、六か
月の待命を
行う
等の機構改革と人員
整理による人件費一
億円の節減案を二十
九年五月臨時県議会へ提案した。しかし、

こうした国の方置も、本県への影響は、税収入で一億三、〇〇〇万円
の増収、地方交付税で若干の増収があったものの、県警制度の発足や給
与改定経費等の支出増に見合う財源の確保ができず、一方において資金
操作は破局に直面し、六月、七月には資金繰りがひっ迫し、ついに全国
で初めて職員の給料・期末勤勉手当を遅払い、分割払いを行わざるを得
ない非常事態となつた。

- 一 本省と直結した部廃止の悪影響
- 二 教育低下の恐れ

三 県民の理解が不十分
四 県財政の窮乏は地方税財政制度の欠かんであり、人員整理のみでは
は解決しない

等の議論が沸とうし、一方においては一、〇〇〇人におよぶ労組員が県
議会内にピケを張る等の混乱もあって、ついに試案は審議未了となつた。

地方交付税制度創設 国においても、地方財政の悪化に対処すべく、二
十九年度に地方税制度の改正を行うとともに、地方平衡交付金制度を地
方交付税制度へ改正するほか、入場税の国税移管に伴い九〇%を都道府
県へ人口率分によって譲与するための入場譲与税、さらには道路整備の
ための財源として揮発油譲与税（三十年度から地方道路譲与税）の創設

鍋島知事、国会へ 二十九年八月一日の参議院地方行政委員会におい
て、當時の鍋島知事は、本県が全国トップを切つ
て俸給の分割払いを余儀なくされたことを、県政の担当者として陳謝す
るとともに、本県の財政事情の現状について、

一 資金繰りが二十八年度赤字二億七、七〇〇万円の繰り上げ充用等
によつて困難したこと
二 二十八年度の大災害による復旧費の施越工事六億円（うち、二億
円は国庫補助見返りとして特別融資を受けた）を県単独で実施し
たこと
三 炭鉱不況、経済不振のための救済策として一億円を予託したこと



参議院地方行政委員会で公述した
鍋島知事 (昭和29年8月 佐賀新聞)

四 金融引き締めによる資金確保の困難さにあつたこと等の実情を赤裸々にのべるとともに、国家政策による公共投資・社会保障などのいわゆる義務的経費等の支出においてすら、現行制度下においては収支の均衡を保つことが困難である本県財政の窮状を訴えながら、「国政に基づく政策は、同じ日本国民である限り、その恩恵は均等に受けさせるべきであり、貧乏県であるうと富裕県であるうと平等な恩恵を県民に浴させることが、行政の責任者としての務めと考える」と、国の対策を強く要望した。

国では、本県の財政窮迫の現状を認識し、本県へ二億円の特別融資を行ふことを議決したが、その条件としては財政再建の具体的計画とその実行、二十九年度中の予算節減を求められた。

県では再び二十九年九月県議会において、
 ①人件費六、五〇〇万円 ②単独事業五、二〇〇万円 ③一般行政費八、八〇〇万円 ④直轄事業負担金の支払い繰り延べ一億円、計三億五、〇〇〇万円の経費の節減と、県税の徴収強化による二、五〇〇万円の収入の確保をはかる計画を提出した。この審議は、連日労組員のピケ

の中、終始混亂を極め、本県議会史上初の警察権の発動という結果を招き、ヤジと怒号の中、いわゆる「乱闘県議会」において强行採決された。

自主再建計画 このような財政再建への努力にもかかわらず、財政事

情の好転は望めず、資金繰りはますます深刻化し、三十年四月の知事・県議会議員の選挙戦においても、県財政の建て直しが最大の争点となつた。

国でも、地方財政の窮状を打開するための措置として、過去の累積赤字を解消し、地方財政の健全化を確保するため、「地方財政再建促進特別措置法案」が特別国会へ提案されたこともあった。このため、今後、法に基づく財政再建計画を樹立する場合の条件を有利にすること等もあって、三十一年度から四十年度までの「長期自主再建計画」を策定し、三十年十月開催の県議会に提案した。審議の過程で大きな波乱を巻き起こしたが、再建案は可決された。

この「自主再建計画」の内容は、

一 歳入の確保

- 1 県税は新たな増税を行わず、課税客体の完全捕そくによる適正課税と完全徴収、滞納分の解消をはかる
- 2 県事業の実施に伴う地元負担金、寄附金等の税外収入については、年度内の完全徴収と滞納金の速やかな徴収をはかる
- 3 使用料、手数料その他の雑収入については、制度の改正その他 の方法を講じて極力增收をはかる

1 本府機構を、一室七部三三課から、五部二六課一室に改め、農林事務所、山林事務所等の単独事務所および業業指導所その他

の試験研究指導機関三十有余を廃止または統合する。各種委員会、審議会四〇有余を廃止するとともに、行政運営に関する一〇〇以上の諸規定を廃止し、これらによって一般職員を三八五人縮減する。また、臨時職員も二〇〇人を縮減、学校教職員についても四〇八人を縮減、警察職員については警察官一五人と事務職員一人を縮減する。昇給、昇格は当分の間、給与費の残を生じた場合にその範囲内で行い、超過勤務手当については、現行の六%を一般職員四%、警察職員五%、学校事務職員三%にそれぞれ削減し、さらには、知事、副知事、出納長および教育長の給与を一〇%減額支給する。

2 公共事業費については、二十九年度施行額の七〇%，単独事業費については同じく五〇%程度に抑制し、重点施行と効率化に努める。

3 一般補助金については、法定補助を除き二十九年度の五〇%程度に削減する。

4 一般の行政費については、三十年度予算計上額の一〇%節減を行ふ

等を内容とする極めて苛酷なものであった。

しかしながら、こうした厳しい計画案によつても、現行制度下における財源の不足額と年々累増する公債費は節減可能な限度を超えており、各年度の赤字発生を防止することができず、歳入歳出の不足額の累計は再建完了の四十年度末において、実に九一億六、〇〇〇万円という膨大な赤字に達する計画となり、国の抜本的な財源措置なくしては到底計画達成の見込みはなかつた。

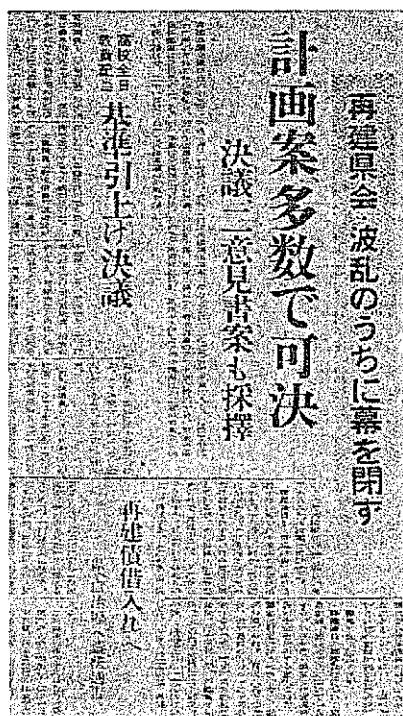
地方財政再建促進 財政の危機は本県のみではなく、全国共通の問題特別措置法成立 であり、国においてもこうした地方財政の極度の悪化を救済するため、三十年の特別国会に「地方財政再建促進法案」が提出されたが、①余りにも地方の自治権を制約しすぎる、②累積赤字の解消のみで、地方財政が不健全な状態にある点の改善措置が伴っていない、等の理由もあって継続審議となつた。

こうして、三十年の夏から秋にかけて、地方財政問題がそれこそ天下の話題となる情勢となり、政府でも放置できず、十一月末に地方財政対策のために、臨時国会を開くという未ぞ有の措置がとられた。

この結果、根本的な対策は翌年度へ送り、応急措置として臨時地方財政特別交付金として一六〇億円が増額されるとともに、地方制度調査会の答申以来、う余曲折を続けてきた「地方財政再建促進特別措置法」が三十年十二月に成立し、施行された。

これは、二十九年度における歳入欠陥団体の財政を再建するための特別の措置を定めたもので、

- 一 赤字がさらに赤字を生んで累増してきた地方財政上の赤字（二十七年度三〇一億円、二十八年度四六二億円、二十九年度六四九億円）を一応棚上げして、これを財政再建債に肩代わりすることによって、資金操作を可能にし、また、財政再建債を年次計画で償還しながら、その間に、従来適切を欠いていた財政運営を合理化すること
- 二 将來、再び赤字が発生しないように、いったん地方財政の基礎が確立した後は、歳入欠陥を生じた地方団体に対しても、原則として地方債を許可しないこと、



県議会で関係議案が可決される
(昭和31年5月 佐賀新聞)

等により、赤字の増大を抑制し、再建するものであった。

法定財政再建計画 本県では、法による再建団体として財政再建を行うことを決意し、取りあえず三十一年三月三十一日を「再建計画策定の指定日」とするために「法適用団体申し出の議案」を提案したが、法適用による財政再建が、今後一〇年間にわたり県行政を干渉するという重要議案であるところから、三十一年三月二十四日に公聴会を開き、各界各層から公述人の意見を求めるなど、慎重審議を行い、三月二十六日に議決された。この議決に伴い、法による財政再建を行うことが決定し、三十年十月に策定した自主財政再建計画を基礎に自治庁との折衝を重ねたが、計画の最終年度末においてもなお、四八億八、〇〇〇万円の赤字が残ることなどもあって、さらに検討が加えられ、

一 國で措置するものとして、

- 1 特別交付税を主として交付税一七億円の增收
- 2 三十七年度以降四年間に毎年三億五、〇〇〇万円の借替債一二億円、あわせて二九億円の収入を計画に加える

二 県で措置するものとして、

- 1 人件費七億円、物件費二億円、その他一億円あわせて一〇億円の節減をはかる
- 2 税率の引き上げ、犬税の創設などにより県税五億円の增收を見込む
- 3 投資的経費四億円を縮減する
- 4 授業料の値上げ等により、使用料・手数料など一億円の增收をはかるなどあわせて二十億円を確保する

以上の措置により、一応、最終年度における收支均衡の計画案がまとまり、自治庁も了解したので、五月二日から開会中の県議会に「財政再建計画案」および関係議案を提出し、五月十五日に可決された。

この計画書は、五月十八日自治庁長官へ提出、六月一日に承認され、財政再建債七億七、〇〇〇万円の借り入れによる過去の赤字棚上げも確定し、三十年度から四十年度までの十一年度間の長期にわたる財政再建の実施に入った。

再建計画は、

- 一 三十年度に策定した自主再建計画はこの計画に吸収するとともに、計画最終年次における財政収支は八、一〇〇万円の実質黒字とする

二 従来の歳出規模八〇億円がおおむね六〇億円に縮減され、再建期間中において八四億八、〇〇〇万円の公債費を返済し、なお一十九年度末の累積赤字見込一一億三、〇〇〇万円を解消する

というもので、そのためには歳入の確保、歳出の適正規模について細かに厳しい目標が定められた。

財政再建年次総合計画概要

歳入(その1)

(単位:千円)

区分	年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度
1. 都道府県税	944,020	1,086,897	1,081,620	1,078,584	1,075,886	1,075,886	
2. 地方交付税	1,742,976	1,781,137	1,774,870	1,779,304	1,787,707	1,809,198	
3. 地方譲与税	240,704	273,815	255,282	255,282	255,282	255,282	
4. 財産収入	14,848	24,467	12,525	12,525	12,525	12,525	
5. 分担金・負担金	79,106	72,702	71,546	72,476	68,497	69,875	
6. 使用料・手数料	247,380	307,171	307,078	307,078	304,738	302,540	
7. 国庫支出金	3,162,539	3,050,396	2,883,474	2,768,545	2,075,630	2,055,902	
8. 寄附金	23,127	9,730	9,730	7,851	7,851	7,851	
9. 繰入金	3,500	4,000	4,000	4,200	4,200	4,200	
10. 繰越金	4,009	—	—	—	—	—	
11. 雜収入	374,893	305,937	295,857	288,379	270,457	260,819	
12. 地方債	579,600	1,123,600	223,100	201,100	161,100	161,100	
(1) 財政再建債	56,000	878,000	—	—	—	—	
(2) その他	523,600	245,600	—	201,100	161,100	161,100	
歳入合計	7,416,702	8,039,852	6,919,082	6,775,324	6,023,873	6,015,178	

歳入(その2)

区分	年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
1. 都道府県税	1,075,886	1,075,886	1,075,886	1,075,886	1,075,886	
2. 地方交付税	1,842,994	1,840,370	1,818,165	1,783,396	1,715,589	
3. 地方譲与税	255,282	255,282	255,282	255,282	255,282	
4. 財産収入	12,525	12,525	12,525	12,525	12,525	
5. 分担金・負担金	71,253	72,631	74,010	75,388	76,767	
6. 使用料・手数料	302,077	302,077	302,077	302,077	302,077	
7. 国庫支出金	2,039,437	2,020,410	1,996,955	1,970,682	1,942,817	
8. 寄附金	7,851	7,851	7,851	7,851	7,851	
9. 繰入金	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	
10. 繰越金	—	—	—	—	—	
11. 雜収入	251,542	253,003	254,250	255,343	256,370	
12. 地方債	161,100	511,100	511,100	511,100	311,100	
(1) 財政再建債	—	—	—	—	—	
(2) その他	161,100	511,100	511,100	511,100	311,100	
歳入合計	6,024,147	6,355,335	6,312,301	6,253,730	5,960,464	

第5章 財政

歳出(その1)

(単位:千円)

年 度 区 分	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度
1. 消費的経費	4,717,820	4,765,850	4,532,353	4,462,483	4,379,367	4,304,788
(1) 人件費	3,451,659	3,587,166	3,390,653	3,330,783	3,257,667	3,193,088
イ. 基本給	2,464,706	2,500,713	2,469,696	2,421,616	2,367,385	2,315,955
ロ. その他	986,953	1,086,453	920,957	909,167	890,282	877,133
(2) 物件費	519,377	501,781	501,781	501,781	501,781	501,781
(3) その他	746,784	676,903	639,919	629,919	619,919	609,919
2. 投資的経費	2,566,982	1,876,687	1,827,018	1,693,193	991,478	991,478
(1) 普通建設事業	1,508,742	916,431	910,031	895,111	895,111	895,111
イ. 補助事業	1,336,093	855,209	855,209	855,209	855,209	855,209
ロ. 単独事業	172,649	61,222	54,822	39,902	39,902	39,902
(2) 災害復旧事業	961,873	863,889	820,620	701,715	—	—
イ. 補助事業	872,962	853,889	820,620	701,715	—	—
ロ. 単独事業	88,911	10,000	—	—	—	—
(3) 失業対策事業	96,367	96,367	96,367	96,367	96,367	96,367
3. 公債費	570,463	657,816	673,926	845,557	813,848	783,554
(1) 財政再建債元利債還金	—	46,708	122,701	219,746	160,205	130,976
(2) その他	—	611,108	551,225	625,811	653,643	652,578
4. 繰出金	56,460	22,294	22,356	27,072	27,627	18,893
5. 前年度繰上充用金	646,386	1,141,409	424,204	560,775	813,756	1,002,203
歳出合計	8,558,111	8,464,056	7,479,857	7,589,080	7,026,076	7,100,916
歳入・歳出差引額	△1,141,409	△424,204	△560,775	△813,756	△1,002,203	△1,085,742

歳出(その2)

年 度 区 分	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
1. 消費的経費	4,239,856	4,184,367	4,127,411	4,065,876	4,001,707
(1) 人件費	3,138,156	3,082,667	3,025,711	2,964,176	2,900,007
イ. 基本給	2,271,495	2,229,875	2,184,169	2,134,654	2,083,290
ロ. その他	866,661	852,792	841,542	829,522	816,717
(2) 物件費	501,781	501,781	501,781	501,781	501,781
(3) その他	599,919	599,919	599,919	599,919	599,919
2. 投資的経費	991,478	991,478	991,478	991,478	991,478
(1) 普通建設事業	895,111	895,111	895,111	895,111	895,111
イ. 補助事業	855,209	855,209	855,209	855,209	855,209
ロ. 単独事業	39,902	39,902	39,902	39,902	39,902
(2) 災害復旧事業	—	—	—	—	—
イ. 補助事業	—	—	—	—	—
ロ. 単独事業	—	—	—	—	—
(3) 失業対策事業	96,367	96,367	96,367	96,367	96,367
3. 公債費	773,746	796,218	836,027	870,948	855,673
(1) 財政再建債元利債還金	130,976	130,976	130,976	130,976	130,976
(2) その他	642,770	665,242	705,051	739,972	724,697
4. 繰出金	10,158	5,040	4,757	5,154	5,265
5. 前年度繰上充用金	1,085,742	1,076,833	698,601	345,973	25,699
歳出合計	7,100,980	7,053,936	6,658,274	6,279,429	5,879,822
歳入・歳出差引額	△1,076,833	△698,601	△345,973	△25,699	80,642

注: 昭和30年度の前年度繰上充用金の中には29年度よりの支払繰延額の387,302千円を含む。

佐賀県財政再建債の引受け内容（昭和31年9月）
(単位：千円・年利)

	金額	利子%
佐賀銀行	245,000	8.3
勵業銀行	75,000	7.8
住友銀行	50,000	7.8
協親銀行	30,000	7.8
福岡銀行	10,000	7.9
資金運用部	10,000	7.9
合計	350,000	6.3
	770,000	

このように三十年度末
ぎりぎりに財政再建の適
用を受けたが、再建初年
度の決算状況は二億四、
九〇〇万円の赤字で、累
積赤字は一〇億九、三〇
〇万円となつたが、単年
度収支においては二十九
年度の四億五、〇〇〇万
円の赤字に比べ約半減し
た。

再建第二年目、実質的には初年度に当たる三十一年度においては、国では、地方財政再建促進特別措置法の成立に引き続き、地方財政の健全性確保のための対策が種々整備された。すなわち、地方公共団体の長に予算執行の総合調整権を与えるなどの地方自治法の一部改正のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を制定し、教育委員の公選制の廃止など地方行政の組織運営の簡素合理化をはかるとともに、地方財源充実のために、地方交付税率三%引き上げ、軽油引取税等目的税の新設、国有資産および三公社有資産に対する交付金納付金制度の創設等各種の改正が行われた。

特に、地方財政にとって影響の大きいものとしては、次のものがあげられる。

一 地方財政再建等のための公共事業に係る国庫負担金等の臨時特例に関する法律の新設（三十三年度までの時限法）によって、特定

の事業について国の負担割合が引き上げられた

二 地方財政法を一部改正し、義務教育職員の恩給費に対しても国が二分の一を負担する（これによって教職員の新陳代謝が促進された）

三 地方公共団体手数料令を一部改正し、手数料等の新設または料率の変更によって増収がはかられたこと。

また、三十一年度には、地方一般財源の充実強化措置と関連して、地方債政策の大転換がはかられた。従来、地方債の運用が地方団体、とくに後進地域地方団体の一般財源の不足を補うため、財政力の貧弱な団体に多く許可されていた。このため、後進地域の団体の多くが公債償還費の重圧にあえぎ、財政悪化の大きな原因となっていたため、地方債を縮小（三十一年度七八三億円→三十一年度七一五億円→三十二年度五二〇億円）し、この減少分の対応措置として、財政力の貧弱な道県に対して、いわゆる後進地補正といわれる特別態容補正が適用され、交付税が傾斜的に増額されることになったが、この措置は後進県の財政再建に大きく寄与した。

三十一年度の当初予算編成に当たっては、再建計画による健全財政の確立を目指し、当初は暫定予算を編成し、再建計画の承認を受け、九月に本予算の編成を行つた。その後、八月、九月の台風被害の復旧費増、県税収入の減、その他期末手当等人件費の増加等の原因で四回におよぶ計画の変更を余儀なくされたが、計画に基づく歳入の確保に努めるとともに、歳出の節減に全力を傾注した結果、決算においては、実質赤字一億九、八九四万円となり、当初計画の赤字より二億二、三〇〇万円縮小することができた。



佐教組の休暇闘争
(昭和32年2月 佐賀新聞)

教職員(120名) このようにして、本県財政は、厳しい国の監視の増員の計画変更 もとに、財政建て直しのための第一歩を進めたが膨大な赤字額の解消をはかるために苛酷ともいえる職員数の大幅な削減計画が折り込まれており、三十二年度の当初予算においても、教職員二五九人削減等が予定されていた。これがそのまま実施されると、臨時免許教員、養護教員、事務職員が全部締め出されることになるため、佐賀県教職員組合は、計画の実行阻止の目的で、県下の小中学校教職員約六、〇〇〇人を三十二年二月十四日、十五日、十六日の三日間にわたって三割・三割・四割に分けて有給休暇闘争を行った。これは、いわゆる「佐教組事件」として後に石川達三の小説「人間の壁」のモデルとなり、映画化もされるなど世間の関心を集めめた。

こうした経過をふまえ、県では三十二年度において、二五九人におよぶ教職員の削減が学級増および類似県における教職員配当状況等からみて極めて困難であると判断し、教職員一二〇人を復元すべく、計画変更

を八月に自治庁長官へ申請した。

この結果、九月十七日「教職員数に係る計画については認めがたいが、計画上、三十二年度において赤字三億三、〇〇〇万円以上の解消が確保される場合においてはやむを得ない。ただし、教職員一二〇人の増は、現在すでに計画を上回る事務職員、養護教員に対する措置が完了した後に行うこと。また、学級増は、五〇人増分をもつて措置すること」との厳しい条件つきで承認された。

三十二年度は、経済の好況、いわゆる「神武景気」によって、国税・地方税とも大幅に増加し、国における一、〇〇〇億円減税・一、〇〇〇億円施策の積極財政等の影響もあって、本県の財政も二十七年度以来六年ぶりの黒字決算をすることができた。また、国においては国税減税に伴う減収補てん措置として、交付税率が1%引き上げられたほか、公営企業に対する資金供給の円滑化のため地方公営企業金融公庫が創設される等の改正が行われた。

しかしながら、三十三年度には、景気の下降から地方財政の收支は再び悪化し、地方交付税率の一・五%引き上げ等の措置がとられたものの、県財政は、起債の減少、交付税の伸び悩み、給与費・公債償還費の増加等の要因もあり、再び七、二〇〇万円の赤字決算を余儀なくされた。

池田県政と 池田県政が始まった三十四年度においては、所得税・入財政運営 場税の減税補てんのため、地方交付税率の一%（二七・五%→二八・五%）引き上げが行われ、また、いわゆる「岩戸景気」といわれる経済界の活況もあって、本県財政も順調な収入増に支えられ、とくに新知事の県政運営の基本方針において、「産業基盤の整備 産業

の振興・民生の安定・教育の伸長・健全財政の確保」が掲げられた。この手堅い財政の運営によって、炭鉱閉山に伴う離職者救済対策・公共事業の増加等により、対前年比八%の歳出増があったものの、実質収支において六、三〇〇万円の黒字となつた。

このように、財政再建の基盤が一応確立することができたことは、再建法の適用によって、苛酷な節減・負担を強いられながらも、一致協力して県財政の再建に協力した県民の力が大きかったといえる。

しかしながら、三十四年度県財政から一応再建への軌道にのつたとはいいうものの、

一 過去の赤字を棚上げするための財政再建債七億七、〇〇〇万円、
借替債六、〇〇〇万円のほか、二十八年以前の国直轄事業負担金の未納分一億四、二〇〇万円、あわせて九億七、一〇〇万円のうち、年度末でなお七億四、〇〇〇万円の未償還があること

二 県民税の均等割・不動産取得税について超過課税を行うほか、法定外税として犬税（三十四年度で廃止）を徴収していること

三 歳出面では、給与費を始め、一般行政費・単独事業等について、

相当の抑制をしていること

等、今後の財政運営において、早急に解消すべき多くの課題をかかえていた。さらに、これまで犠牲を強いられてきた行政水準の維持向上をはかるため、

一 臨時的な財政負担に対処するため、繰越金および積立金をもつこと

二 公債費軽減のための繰り上げ償還をすること

三 地元負担の軽減をはかること

四 県税の臨時増収分を解消すること

五 財政再建期間の短縮をはかること

などに、留意し、健全な財政運営の確保に努めつつ、県財政の再建を期することとした。

財政調整積立金と 三十五年度の当初予算は、速やかな財政の健全化再建期間の短縮 の回復と、行政水準の向上という両面の要請に対し、産業の振興によって経済構造の高度化をはかり、自主財源の培養に努めるとともに、経費の効率化をはかるため、極力重点主義を貫く方針の下に編成された。その後、経済界の好況に支えられ、県税・交付税等の大幅な增收があり、決算においては、実質収支四億八、八〇〇万円（単年度収支においては四億二、五〇〇万円）と大幅な黒字となつた。従って、将来における景気の変動や、非常災害等の臨時支出に備え、財政の健全化に資するため、黒字額の二分の一に相当する二億三、八〇〇万円を財政調整積立金として積み立てた。

この財政調整積立金は、その後における県財政運営に大きな支えとなつたばかりでなく、大規模事業実施の際の潤滑油的役割を果たした。

当時、わが国の経済は、所得倍増計画に象徴される高度成長期に入り、地方財政の建て直しに大きく貢献した反面、経済成長のテンポがあまりにも急激で、社会資本の相対的な立ち遅れが激化し、地域格差の拡大というひずみをもたらした。この過疎過密を緩和し、地域相互間において均衡のとれた経済の発展が期されるよう、地域開発施策が強く要請された。

この施策の一環として、後進地方団体が企業誘致促進などのため実施する公共施設の整備等についての財政負担を軽減するため、九州地方開

発促進法（三十四年）等の各地方開発促進法が制定され、国の財政援助制度が確立した。これは、三十六年に後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の制定へ引き継がれ、一方では、低開発地域工業開発促進法を制定し、企業に対し、事業税・固定資産税などの免除等により、企業立地の促進をはかる、いわば両面からの制度を確立した。

こうした背景のもとで、本県でも、三十五年ごろまでは、県財政の建て直しを第一とした県政の運営から、次第に、時勢の要求に応じた必要な行政を確保する産業基盤の整備、産業の振興へも重点が指向されるようになつた。

三十六年度は、「農業と工業の調和ある発展」を目標として策定された「県産業振興計画」（三十五年から四十二年）樹立後、初めての予算であつたところから、編成にあたつては、計画の遂行に最大の努力が払われた。また、この年度からは国においても、経済の高度成長をはかるため、積極的な公共投資の拡大がはかられたことであつて、本県においても当初予算で初めて一〇〇億円を越える、県独自の積極的な施策を盛りこんだ大型の予算が編成された。

一方、歳入面では、下半期における国際收支の悪化に伴い、金融引き締め・公共投資の抑制策等がとられたものの、県税・地方交付税等は前年度を上回る伸びを示した。この財政の好転を機会に、県財政を健全化し正常化するために、財政再建期間を一年短縮することにし、再建債の最終年度である四十年度償還分一億一、四〇〇万円を繰り上げ償還した。決算では、実質収支五億四、一〇〇万円の黒字を出すことができたので、黒字額の二分の一相当額を財政調整積立金として積み立てた。

三十七年度においても引き続き、産業の振興、民生の安定など県民福祉の向上を目指し積極的な施策を推進することとしたこととあって、再建計画当初に縮小した県の機構も相次いで拡大されて五部二室三六課となり、また、職員数も一般職員三、二二一人と再建以前とほぼ同数となつた。

財政面においても、引き続き公共投資の拡充をはかるとともに、七月月中旬の集中豪雨、三十八年一月の豪雪被害に伴う災害復旧費等のほか、炭鉱不況に伴う産炭地域振興対策、高等学校生徒急増対策などの財政支出が増加し、財政規模も一八〇億円台となつたが、県税・交付税等は、経済の好況に支えられて順調な伸びを示した。決算においては六億七〇〇万円の実質黒字となり、二億八、八八一万円を財政調整積立金として積み立てた。

このような財政の好転に伴い、再建以来の県民税・不動産取得税の超過課税も、三十七年度をもって廃止した。

財政再建の完了 三十八年度においても、健全財政の方針を堅持しつゝ、県政の基本方針である県産業振興計画に基づく公共投資の充実、産業振興の施策を積極的に推進するとともに、社会福祉の充実、災害復旧の促進にも配慮した財政運営がはかられた。

一方、国の経済は国際收支の改善のため、景気調整策が取られたこと等により一時停滞し、県税・交付税等の伸びが期待できないなど苦しい財政運営を強いられながらも、再建団体の早期脱却をはかるため、再建債の三十九年度分一億三〇〇万円を繰り上げ償還し、当初計画の再建期間十一か年度を九か年度に短縮して完了することにした。決算においては、特別交付税等の増加もあり、実質収支では三億六、六〇〇万円の黒



昭和38年度に財政再建団体を脱却（昭和39年3月 佐賀新聞）

国際収支改善のため、公定歩合の引き上げ等景気調整策がとられた結果、
国際収支は改善されたものの、労働力不足、消費者物価の上昇、耐久消
費財ブームの一巡による消費需要の減退、三十五～三十六年の投資ブー
ムのゆきすぎによる企業の供給力の先行きにかかる需要がおくれて
いるなど、構造的な変化の進行に伴い景気は容易に回復せず、むしろ不
況の色が濃くなつた。

(六) 高度成長期における財政運営

このようにして、法定財政再建団体から脱却し、財政調整積立金を保
有する等健全財政の基礎を固め、三十九年度から、自主的財政運営の新
しい出発をするに至つた。

地方財政にとって、前述のような経済の動向を反映して、税・交付

字となつた。

このようにして、県政史上最大の財政危機をようやく脱することがで
きたが、財政再建期間の九年度にわたり、国の厳しい行財政の指導と強
い規制をうけながら、国の財政的な措置・援助によるところが大きいと
はいえ、県勢の再興という目的のもと、県民があげて苦難をしのび、協
力をおしまなかつた結果によるものといえる。

このようにして本県財政も、三十八年度末における財政調整積立金は
七億円以上を保有することとなり、健全財政の基礎を固め、県勢発展へ
向けて新たな出発をすることになった。

三十九年度のわが国の経済は、三十八年度末からの輸入超過に伴う国

36年 度		37年 度		38年 度	
決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
7,783,918	57.0	9,440,626	52.5	11,621,349	51.1
5,785,286	42.4	6,874,856	38.3	8,368,231	36.7
720,826	5.3	865,772	4.8	1,001,849	4.4
1,277,806	9.3	1,699,998	9.4	2,251,269	10.0
4,160,144	30.5	6,920,913	38.6	9,245,624	40.5
3,411,950	25.0	4,704,746	26.2	5,444,926	23.9
460,549	3.4	1,878,194	10.5	3,363,123	14.7
287,645	2.1	337,973	1.9	437,575	1.9
1,197,255	8.8	772,708	4.3	946,619	4.1
239,431	1.8	289,254	1.6	382,251	1.5
255,017	1.8	450,545	2.5	645,217	2.7
10,158	0.1	88,783	0.5	22,248	0.1
—	—	—	—	—	—
13,645,923	100.0	17,962,829	100.0	22,813,308	100.0

第5章 財政

税等の一般財源の伸びが鈍化し、この一般財源の伸びの鈍化を補うため、地方債が大幅に増加した。一方、財政需要の面においては、累年にわたる給与改定が影響し、人件費の増加が目立ち、さらに、行政水準の維持向上をはかるための産業基盤の整備など、公共投資の積極的な拡充などがあり、財政環境はきわめて厳しいものとなつた。

このような環境のもと、本県の財政運営は、財政再建脱出後の第一年目であったため、従来にもまして健全財政の堅持を基調に、「県産業振興後期五か年計画」を中心とした、産業基盤の整備、国土の保全、農林漁業の近代化、中小企業の振興、社会福祉の向上、青少年の健全育成、文教の振興など、県民の福祉増進につながる行政施策を実施した。決算収支においては、計画的財源の配分と、経費の効率的運用に徹した結果、実質収支で三億四、九〇〇万円の黒字となつた。

また、この年は、地方自治法の一部改正に伴う、財務会計制度の全面改正の初年度である。

景気刺激と財政 四十年度になつてもわが国経済の不況は回復せず、年度途中に至つて予想以上に深刻の度合いを深めるに至り、国税・地方税収入とも伸び悩み、当初見込んだ収入の確保は不可能な見通しとなつてきた。そこで政府は、七月に至つて、年度当初にとつた歳出予算の一割留保を解除するとともに、積極的に金融緩和措置、財政投融資計画の拡大、公共事業の早期実施の促進等一連の景気刺激策がとられた。

地方財政についても、四十年十一月、次のような措置を講じ、経費の節減・財源の効率的使用とともに、景気刺激のための公共事業の完全消化に特段の努力を払うよう要請した。

一 國税三税の減収に伴う地方交付税の落ち込み五一二億円について

財政再建期間中の財政構造の推移(普通会計)

年 度 区 分	31 年 度		32 年 度		33 年 度		34 年 度		35 年 度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
消費的経費	4,695,331	53.0	4,921,673	57.1	5,243,286	59.9	5,585,912	59.0	6,445,920	59.9
1 人 件 費	3,641,441	41.0	3,834,508	44.5	4,053,149	46.4	4,313,354	45.5	5,031,719	46.8
2 物 件 費	414,016	4.7	477,297	5.5	503,719	5.7	507,587	5.4	541,371	5.0
3 そ の 他	639,874	7.3	609,868	7.1	686,418	7.8	764,971	8.1	872,830	8.1
投資的経費	2,198,776	24.8	2,415,151	28.1	2,388,114	27.4	2,766,160	29.2	3,194,376	29.7
1 普 通 建 設 費	1,146,963	12.9	1,506,896	17.5	1,624,064	18.6	1,911,100	20.2	2,476,490	23.0
2 災 害 復 旧 費	887,211	10.0	773,538	9.0	600,226	6.9	645,713	6.8	450,237	4.2
3 失 对 事 業 費	164,602	1.9	134,717	1.6	163,824	1.9	209,347	2.2	267,649	2.5
公 債 費	772,688	8.7	835,241	9.7	947,611	10.8	932,389	9.8	958,270	8.9
積 立 金	3,188		7,616	0.1	6,122	0.1	2,945		3,773	
貸 付 金	171,676	1.9	157,476	1.8	133,794	1.5	137,492	1.4	141,958	1.3
繰 出 金	20,000	0.2	21,000	0.2	22,500	0.3	24,400	0.3	18,893	0.2
前年度繰上充用金	1,014,872	11.4	261,931	3.0	—	—	26,811	0.3	—	—
合 計	8,876,531	100.0	8,620,088	100.0	8,741,427	100.0	9,476,109	100.0	10,763,190	100.0

は、全額国の一一般会計の負担において補てんする

- 二 給与改訂財源所要額については、三〇〇億円を交付税および譲与税配付金特別会計で借り入れ、交付税方式によって配分する
- 三 地方税の減収については、公共事業などの早期完成を促進する見地から、四十年度限りの措置として地方債資金のわくを四〇〇億円増額する

以上のような国の経済環境から、本県財政にとっても、その影響は甚大で、苦しい財政運営を強いられたが、決算収支において、財政規模は、対前年度比九・三%と低い伸び率となつたものの、実質収支では六億五、四〇〇万円の黒字となつた。

公債政策の導入 四十一年度に入つても、経済不況は深刻の度を加えるばかりで、國は、この不況の早期回復という当面する経済情勢に対処するため、従来行つてきた単年度均衡財政主義に固執せず、主として公共投資の財源を公債に求めるなど、積極的に有効需要の増大をはかることとした。このように不足財源を国債に求める方法により、財政規模の拡大をはかることは、地方歳出の増加要因となるばかりで、逆に、地方交付税や地方譲与税の増加は望めなく、必然的に地方財源が不足し、国と同一の基調に立った財政運営が困難となるところから、地方財政対策として次のような措置を講じた。

- 一 地方交付税の税率を一・五%引き上げて、三二%とする
 - 二 臨時地方特別交付金を交付する
 - 三 特別事業債を計上し、事業の拡大と充当率の引き上げを認める
 - 四 固定資産税の増徴を行う
- 等、合計一、三〇〇億円にのぼる財源措置が講じられた

県では、このような國の施策に呼応して、不況の克服と経済成長へのすみやかな移行を期して、本県の実情に即応した積極予算を編成することとしたが、特に公共投資予算については、大幅な伸び率を示した。

この結果、財政規模は歳出において三〇五億円と対前年度比一二%と、三年ぶりに一〇%を上回る伸び率を示すとともに、実質収支においては六億三、七〇〇万円の黒字となつた。

しかし、収入面において、四十一年の特例として、公共事業費の必要一般財源を特別事業債六億一、三〇〇万円の発行により補てんしてお

り、財政運営は厳しい事態に直面した。

四十一年度における國の積極的な財政政策によって、わが國の経済は四十二年度にかけて順調に伸展したが、しかし一面では、国際収支の先行き不安から、年度中途において景気調整のため、公定歩合の引き上げや、公共事業の執行繰り延べ等の諸措置が講じられた。これらの措置は、本県にはあまり大きな影響はなく、四十二年度予算は順調に推移したが、七月九日の集中豪雨による大災害、八月中旬から十月月中旬にわたる異常干ばつによる干害や、年末からの有明海ノリの白ぐされ病による被害、さらには二月中旬の豪雪等に伴う災害復旧費や災害対策費等の財政負担が大幅に増加したものの、決算収支において実質収支額は、五億八、一〇〇万円の黒字となつた。

- 総合予算主 四十三年度における國の財政運営の基本的態度として
義の登場 は、財政による景気抑制機能の実効を期すとともに、総合予算主義をとりいれ、恒例的な予算補正の慣行を排除し、財政が本来の機能を十分に果たしうる基盤を確立するという方針がとられた。

県においてもこうした國の方針に沿つた予算を編成し、県民福祉の向

上のために積極的な施策を推進した。決算収支においては、県経済の順調な伸展もあって、実質収支では七億七〇〇万円の黒字となつた。特に県税収入が対前年比一二四・七%と順調な伸びを示したことは、県経済回復を物語つたといえる。

四十四年度の財政経済運営の基本的態度として、経済の持続的成長の確保と物価の安定に努め、経済の国際化に応ずる体制を確立することを目指し、公債依存度の引き下げ、税負担の軽減、物価の安定をはかることとし、引き続き年度間を通じる総合予算主義のもとに予算が編成された。本県においても、国と同一の基調により、農業と工業の調和ある発展を目指して、県総合開発計画の早期達成を期し、県民福祉の向上のための施策を積極的に推進した。決算収支においては、特に、予算の効率化と重点化に配慮し、経常経費の節約に努めたこともあって、実質収支で六億一、七〇〇万円の黒字となつた。

四十五年度は、内政充実の年代といわれる一九七〇年代のスタートで、人間尊重を基本とした、社会の調和ある発展をはかるための第一歩が踏み出された年である。

すなわち、六〇年代において、わが国の経済は高度成長を持続し、また、国民生活面でも、所得・消費水準など著しい進展がみられたものの、反面、社会資本の立ち遅れによる生活環境の悪化、公害、過疎、過密などの社会的ひずみが生じた。

このような状況から、七〇年代においては、従来の経済成長重視の政策から住みよい生活環境施設など、社会資本の充実をはかるという政策転換が要請され、内政充実の年代にふさわしい人間性豊かな社会の実現をめざして、新経済社会発展計画の策定をはじめ、道路整備、住宅建

設、下水道整備事業等の五か年計画の策定のほか、公害防止対策を強力に打ち出すなど、住みよい生活環境づくりが積極的に推進された。

また、総合農政の観点から、米の生産調整対策が大きくとり上げられたのも、この年である。

このような環境のもと、国の予算是、経済の持続的成長の確保と物価の安定を眼目とし、財政面から景気を刺激することのないよう、財政規模を適度のものにとどめ、特に、歳出については、社会経済情勢の変化に即応した整理更新を行い、重点施策の着実な遂行をはかり、地方財政の慎重な運営と相まって、国民福祉の着実な向上に努めることを方針として、編成された。

一方、地方財政計画においても、国と同一基調により、行財政運営を行ふことを基本とし、地方財源の確保と、住民負担の軽減合理化に努め、財源の重点的な配分を通じて地方行政水準の一層の向上をはかることとされた。

県においても、国の諸施策に即応しながら、県勢の推移と実情を踏まえ、県独自の施策を積極的に推進することとした結果、決算において、歳出規模で約五八〇億円となり、対前年度比一三%の伸びを示し、実質収支では、一一億八〇〇万円の黒字となつた。

四十六年度における地方財政は、四十一年度後半からの成長に支えられ、ほぼ順調に推移してきただが、四十五年八月以降景気が後退しはじめ、四十六年度に入つて、いつたん景気回復のきざしを見せたものの、さらに、国際通貨不安が加わり、再び低迷の傾向が強まり、地方税および地方交付税とも、当初の見通しが著しく落ち込み、多額の財源不足をきたすという異例な事態に直面した。この事態の急変に対処し、国の財

政においては、景気浮揚をはかるため、

一 公共事業を中心とする公共投資の追加

二 中小企業対策の拡充強化

三 所得税の年内減税

など、予算の補正措置のほか、財政投融資計画についても、景気対策を中心として七次にわたり、七、八九〇億円の追加措置が行われた。

一方、地方財政対策としては、

一 地方債計画の改定による地方債を増額（一六九〇億円）する

二 地方税減収見込額（一、三三四億円）に対する財源措置として、公共事業等の地方債の充当率の引き上げにより一、〇〇〇億円、残り三三四億円は財政調整積立金のとりくずしをもって充てる

三 地方交付税減収見込額（一、二六四億円）に対する財源措置として、所得税減税に伴う五二八億円については、臨時特例交付金を交付する。国税三税の減収に伴う七四六億円については、資金運用部資金から借り入れる

四 景気浮揚策として、公共投資の追加に伴う地方負担額一、五二三億円については、全額地方債を充てるなどの措置が実施された。

本県においても、このような環境をふまえ、国と同一基調のもとに、公共事業等の促進、中小企業に対する低利融資制度の新設など、景気浮揚対策を講じたほか、池田県政第四期目のスタートを期して、「快適で豊かな郷土」の実現を目指して、

○人間尊重を理念とする社会開発

○農工一体化を基調とした産業の振興

を基本方針として、新長期総合開発計画を着実に実行することによって、県民福祉の向上に努めた。

決算収支においては、国の財源補てん対策としての地方債の導入を活用するとともに、県税等の自主財源の確保に努めたほか、行政経費の効率化と重点化に徹した結果、実質収支で約七億一、三〇〇万円の黒字となつた。

四十六年度の主な事業として、伊万里湾総合開発、空港建設など、県独自の大規模事業構想が打ち出され、特に伊万里湾開発については、名村造船所の進出が内定し、早急な団地造成が必要なことから、四十六年十二月に、伊万里湾工業用地造成事業特別会計を設定し、事業の促進をはかった。

地方財政対策 四十七年度の地方財政収支の当初見通しとしては、四をめぐる攻防 十五年八月以降の不況のあおりを受けて、地方債ペースで一兆円余の財源不足を生ずるものと見込まれた。このような事態の推移を憂え、四十七年度以降の地方財政の窮屈に対処し、全国知事会をはじめ地方関係六団体は一致結束して、地方交付税の所要額の確保、地方自主財源の充実、政府資金による地方債の拡充等、総合的な地方財源対策を講ずるよう、政府に強く要望した。

さらに、内閣総理大臣の諮問機関である第十五次地方制度調査会の答申（四十六年十二月）においても、

一 四十六年度の所得税減税に伴う地方交付税の減少分については、交付税率の引き上げにより

二 義務的経費等一般行政経費の財源不足分については、全額地方交付税で

三 景気対策としての公共事業の財源については、地方債とあわせて
地方交付税により
それぞれ措置するよう答申した。

このような地方財政窮屈の中で、さらに追い打ちをかけるように、地方税について、初年度一、〇五三億円に達する減税を行うことを決定した。これは、四十六年度中途で、所得税減税が行われたため、国は減税の余裕がないとして、もっぱら減税の主役に地方税を仕立てたのである。

この減税の幅は、地方税としては空前の規模のものであり、租税負担の軽減・合理化のためとはいえ、地方財政の窮屈にさらに拍車をかけることになった。

このようなことから、自治省においては、四十七年度の地方財政収支を見直したうえで、八、〇〇〇億円余の不足に達するものと推定し、この財源不足対策として、

一 沖縄臨時特例交付金 五七〇億円

二 地方交付税

1 臨時特例交付金として、所得税減税に伴う地方交付税の落ち込

み、地方税減収分の補てん 一、五〇〇億円

2 交付税特別会計借り入れ 二、〇〇〇億円

三 地方債 三、五四〇億円

についての諸措置を要望した。

これに対し、大蔵省と自治省との主張は平行線をたどり、一時は決裂寸前にまで立ち至ったこともあった。

この間、自民党政調地方行政部会は、地方財政対策に関する決議を行い、大蔵大臣および党三役等首脳部に対し、善処方を申し入れた。

かくして、四十六年十二月三十一日、自治・大蔵両大臣の折衝の結果、一四十七年度限りの措置として、国の一般会計から臨時地方特例交付金として一、〇五〇億円を繰り入れる

二 交付税特別会計において資金運用部から一、六〇〇億円を借り入れ、償還年限は四十八年度以降五十五年度まで八年度とする。これが利子は一般会計負担とする

三 沖縄県および同市町村に対して交付すべき地方交付税の財源として、臨時沖縄特別交付金三六五億円を、国の一般会計から繰り入れる

四 公共投資等の拡大に伴う地方負担の増加に対処するため、地方債

資金を積極的に活用することとし、前年度に比し、四、九〇八億円の地方債を増額する。このうち三、五〇〇億円は、地方財政対策の見地から、四十七年度に限り特に増発されるものである

五 以上のはか、義務教育小学校舎整備費の国庫負担率の引き上げ、老人医療費の国庫負担率三分の二の確立等により、約一〇〇億円の地方負担額の軽減をかる
などの地方財源対策が、近年問題になつてゐる超過負担の解消措置とあわせて、決定をみた。

このような背景のもと、県においては、国の地方財政対策を十分見きわめ、国と同一基調に立つこととし、起債の積極的活用、財政調整積立金のとりくみなどによつて財源を確保し、県民福祉の向上を最優先に、公共事業の促進をはじめ諸施策の積極的な推進をはかった。なかでも、四十七年六月から七月にかけての梅雨前線の活動による降雨の被害が大きく、特に、七月三日から十三日にかけての断続的集中豪雨によ

り、総額一五〇億円を越える大被害を受けたため、災害対策費および復旧費として総額三一億円余を補正計上し、早期復旧に努めた。

また、四十六年度から推進中の佐賀空港建設については、有明海沿岸に面する国造干拓約二四〇haを建設地として買収した。

第三十一回国民体育大会の開催会場が本県に内定したのも、この年であり、国体準備室を設け、五十一年開催の成功をめざすこととなつた。この結果、財政規模は九一一億円にも達し、その伸び率は二八%と近年にない伸びを示した。

決算においては、経費の効率的執行および財源の確保に努めた結果、実質収支で一二億七、七〇〇万円の黒字となり、健全財政が確保された。

四十八年度に入つて、国の経済は急速な拡大を示し、むしろ過熱の徵候を示すに至つた。また、四十七年から上昇を続けていた物価も、その騰勢はますます強まつてゐた。このような事態に対処して、預金準備率・公定歩合の引き上げのほか、金融機関に対する窓口規制の強化にあわせて、財政執行の繰り延べによる公共事業費等の翌年度繰り延べ等、抑制措置がとられ、本県に於いても、総額一二億六、三〇〇万円を繰り延べた。このような財政、金融両面からの強力な総需要抑制策にもかかわらず、景気はいせんとして衰えず、また、物価も沈静化をみせず、加えて、四八年末に到来したいわゆる石油危機は、物価上昇を加速し、生活関連物資等の不足等、国民生活に多大の影響を与えた、事態はさらに悪化した。本県でも、石油危機に端を発した、物不足から生ずる物価問題について、県議会でも論議が集中された。

このような石油バニックの経済状況にかんがみ、国は総需要抑制を基

調とした補正措置を行い、地方財政についても、地方交付税が四、二四〇億円増額され、給与改定、生活保護基準の引き上げ、学校・保育所等の建築単価是正、土地開発基金の新規積立等に充てたほか、当初予定されていた、交付税会計への運用部資金からの借入金九五〇億円を取りやめ、四十六、四十七年度の借入金の償還に充てられた。

本県では、このような激変を伴つた四十八年度においても、国の施策に即応しながら、黒髪少年自然の家の建設、公害センターの建設、佐賀警察署の移転改築など、福祉優先の施策をきめ細かく行つことができた。

しかし、県勢の重点事業として四十六年度から取り組んできた佐賀空港建設は、当時話題をまた有明海水銀問題の深刻化に伴う住民の不安を招き、ついに、空港建設の断念のやむなきに至つた。

四十八年度は多くの問題をもつた年であり、財政規模においてもはじめて決算額が一、〇〇〇億円の大台に乗り、また、実質収支面でも一二億七、七〇〇万円の黒字を保つことができ、健全財政を貫いた。

(d) 高度成長から安定成長へ

四八年秋に端を発した石油危機により、これまで高度成長を続けてきたわが国経済は、資源・エネルギーの制約、工場立地の限界、海外市場の制約、国民意識、価値感の変化等、いくつかの制約要因が重なり、高度成長期から一転して、低成長へと転換期を迎えることとなつた。

このような状況のもと、政府は四十九年度の経済見通しと、経済運営の方向について、総需要の抑制、物資需給の均衡確保をはじめ、資源・エネルギー・食糧の安定的供給の確保をはかるとともに、国民福祉向上の諸施策を引き続き推進すること等を、重点的に行うものとされた。

この結果、わが国の経済は、四十八年度後半には回復、安定に向かい、経済成長率は実質で二・五%（名目一二・九%）程度になるものと見込まれた。

したがって、このような背景のもとでの四十九年度予算は、国・地方とも、当初から抑制的なものとなり、年度中においても、予算の執行面から、さらにその効果を徹底させるため、公事業等について、契約率の抑制、一部繰り延べ措置等、景気抑制策が強化された結果、狂乱といわれた事態もようやく落ちつきを見せた。

反面、景気は著しく冷え込み、四十九年度の経済成長率は当初の予想を下回り、マイナス〇・二%となり、戦後初めてのマイナス成長を記録する等、政策は一転して、景気浮揚へと転換されることとなつた。

地方財政についても、総需要抑制のため、国と同一の基調に立った運営が要請され、その方針にそつた地方財政計画が策定された。とくに、地方交付税については、地方財政計画上の收支はかなりゆとりがあるものとして、過去に借り入れた未償還相当額約一、六八〇億円を、法定額から減額し、五十二年度から五十五年度において調整することとされた。

また、四十九年度は異常な経済情勢のため、公務員の給与をめぐる動きがめまぐるしく、教育職員の人材確保に関する特別措置法の制定（四十九年二月公布）に伴う人事院の勧告（四十九年三月）、看護婦の給与の改善についての人事院勧告（四十九年三月）、期末手当の支給の特例についての人事院勧告（四十九年四月）、例年行われる一般職員の給与の改善についての人事院勧告（四十九年七月）などが行われた。

とくに、一般職員の給与改善に対する人事院勧告率は一九・六四%と、戦後最高のアップ率となつた。また、諸般の情勢等により、給与改定が

行われるまでの間、暫定的に一〇%を加算するなどの勧告もなされた。

これに伴い、本県でも、人事委員会の勧告を受け、期末手当の特例分は、四九年四月二十七日に知事専決処分を行い、一〇%加算の特例分は、四九年六月十一日臨時県議会に提案し、それぞれ対応した。

四十九年度における本県の財政状況は、人件費の急増、物価の高騰等の影響もあって、決算規模は対前年度比三〇%の伸びを示し、一、三三七億円にも達した。とくに人件費においては、異常ともいえる給与改定によって対前年比は四二・七%も伸びた。決算面では、実質収支が一五億五、五〇〇万円の黒字となり、単年度収支でも三億七、八〇〇万円の黒字となつた。

五十年度は、わが国経済を高度成長から安定成長路線に円滑に乗せるためのいわゆる調整期間に当たり、まず物価の安定を経済政策の重要な課題とし、抑制的な総需要管理を引き続き実施するとともに、社会的公正確保の観点からの社会保障の充実、住宅、下水道等生活関連施設の整備等を重点的に行うものとされた。

この基本的な考え方に基づき、国は、国民生活の安定と福祉の充実に配意しながらも、一般会計予算および財政投融资とともに、規模を極力抑制するものとした。

地方財政計画においても、国と同一基調により、節度ある行財政運営を行ふことを基本に、今日の経済情勢の推移に応じて機動的・弾力的な運営をはかり得るように措置された。

このようにして出発したわが国の経済であったが、その回復は極めて緩慢で、逆に、ますます冷え込みの様相さえ呈するに至つたので、政府としては、景気の早期回復をはかるため、財政面において、五十年六月

に第三次景気対策として、公共事業について五十年度上半期の契約率を七〇%に高める等の措置が決定され、九月には、公共事業の追加を中心とし、中小企業に対する金融措置等を含め、約二兆円にのぼる総合的な景気対策が決定され、併せて金融政策として、公定歩合の引き下げが数次にわたって行われた。

このような環境のもと、本県では五十年四月が知事および県議会議員の改選期であったので、当初は、骨格予算でスタートし、改選後の六月に、国の財政・地方財政計画の基本方針に配意しながら、池田知事の基本理念である「豊かな佐賀県づくり」を目指し、これまでの、健全財政の確保等五本の柱を基本に、将来の方向を見きわめながら、社会経済の変動に即応した具体的な施策を展開することとして、肉付予算を編成した。

しかしながら、これまでの日本経済の不況と停滞は、従来景気にはさほど左右されない安定的な推移をとげてきいた本県経済にも、大きな打撃となり、財政運営は極めて厳しい事態に直面した。

すなわち、歳入面では、県税は、法人関係税を中心に、二〇年ぶりに前年度収入とほぼ横ばい、地方交付税は、大府県における法人関係税の大額減収の補てんに增收額が食われたために伸びず、いずれも予定収入見込額を大幅に下回ることが予測された。また歳出面では今後における給与改定所要額、公共事業費の追加額等の多額の財政需要が見込まれ、収支差引額は、五十年八月時点でも七五億円にも達するかつてない赤字見通しとなり、まさに県財政は破産寸前の危機に直面した。このことは、財政再建団体への再度の転落も予想されるに至り、八月一日「県財政非常事態宣言」を発し、これが打開に全力を傾注したこととなつた。

財政危機打開への道　このような財政危機は、ひとり本県のみの一時的短期的な問題でなく、日本経済の高度成長から低経済成長への移行に伴う、国・地方にわたる構造的長期的な問題であり、本県としても、このような認識のもとに、基本的には、国に対し、地方財政確立のための諸制度の抜本的改善を要望していく一方、五十年度の当面の財政危機打開の応急的対策と、今後の低成長時代にふさわしい行財政への転換を推進していくため、八月二十六日、副知事を会長に、各部長で構成する県行財政対策委員会を設置し、総力を挙げて県財政の立て直しをはかるとした。

まず、五十年度の応急的対策としては、

- 一 人件費の抑制として五十年度給与改定一号下位切り替え（七・六日から）、管理職手当の二〇%削減、初任給の運用短縮全廃（五十年四月一日適用）、一年間の昇給延伸（五十一年四月一十一年四月一日から）、欠員不補充の徹底

- 二 物件費の節減、事業事務の繰り延べ、現計予算の見直し
- 三 公舎等使用料の引き上げ、県有財産の処分促進
- 四 地方債の増額、交付税の確保の要望

等を実施することを決定した。

特に、物件費の節約については、「経費節約実施要領」を策定し、その実施が強行された。

また、恒久的対策についても、事業事務の見直し、給与・定数・人事機構等の効率化と適正化、補助金・貸付金等の整理などの行財政項目、県税・交付税の確保、受益者負担の適正化、財産売払収入など収入の確保項目について、その実現を期すべく委員会で十分検討することとした。

このような措置を徹底した結果、五十年度の本県財政は、国税三税の減収に伴う地方交付税の減収補てんを含めた給与改定等に対する交付税の増額、地方税減収に対する減収補てん債の発行（本県一〇億四、九〇〇万円）、追加公共事業に対する地方債による財源措置等、国の財政対策と、前述した本県独自の対策の実施によって、最終予算編成時では、財源不足額を二一億円程度まで縮小することができた。

この不足財源の解消措置として、財政健全化債の許可を要望することとし、本県独自の財政健全化対策をもって、自治省と再三にわたる協議を行い、三月も押し迫った二十九日、正式に「県財政健全化対策」を県議会で可決し、「県財政の確立に関する意見書」を添え、自治大臣あて提出した。

こうした対策により、五十一年三月末に、健全化債一八億円が許可され、これで一応、赤字見込額は、解消できる見通しとなつた。

結論的には、年度途中で、さらにあらゆる歳入の確保と、歳出の節約の実行により、健全化債の発行額は、一六億円に縮小することができ、決算収支においては、実質収支はわずか一、〇〇〇万円の赤字にとどまることができた。しかしながら、財政の構造としては、歳入面では地方税・交付税等が伸びず、代わって地方債（借金）が増え、歳出面においては、義務的経費の増加傾向が目立つている。

このように、本県財政は、五十年度において、三十四年以来の赤字に転落したが、その後は相次ぐ国の地方財政対策と、県における行財政対策の実現の効果によって、何とか健全財政を堅持することができ、財政収支においても、黒字基調となっている。

一方、県政面では、五十一年十月に、本県で県民の待望久しかった第

三十一回国民体育大会「若楠国体」、引き続き第十二回全国身体障害者スポーツ大会が開催され、県民の熱意と総力を結集した。その結果は、時勢にふさわしい佐賀国体として、全国に本県への認識を深めた。

さらに、国立医科大学が五十一年十月開学、五十三年四月開講の運びとなつたほか、同大学の教育関連病院としての役割をもつ県立病院好生館の全面改築が、五十二年十一月に完成する予定である等、県勢発展と県民福祉の向上を目指す大事業が、相次ぎ実施されている。

しかしながら、財政面からは、五十年度以来、国・地方を含めた相次ぐ景気浮揚対策の実施にもかかわらず、造船・織維など構造的不況業種の統出、雇用の沈滞、円相場の急上昇など、わが国の経済情勢は、容易に安定成長路線への見通しに明るさが見られないところである。このため、国税・地方税を通じる財政収入は依然として伸びがみられず、反面、国民生活の安定と、景気回復のための公共投資を始めとする、歳出需要の財源をまかなうため、大量の公債発行を余儀なくされている。

この公債費残高の増大は、将来の財政運営にとって大きな影響をもたらすことは必至で、本県においても、財政収支においては一応の黒字決算となっているものの、これは、県債の発行によるものが大きく、財政運営本来の姿とはいえないものであり、今後の財政確立のため、国・地方を通じた抜本法な対策が望まれるところである。

三 新制度実施に伴う事務の激増による財成需要の増大に、対応しうるだけの収入がなかつた

三 税制の推移

(一) 税制度の動き

終戦から十三年 終戦直後の地方税制は、昭和十五年に改正された制度がそのまま適用されていた。すなわち、

昭和十五年に改正された制

インフレの進行に伴う経費の増大、荒廃した諸施設の改修等のための戦後数年の改正の概要は次のとおりである。

△二十一年の改正▽

こと等があげられる。

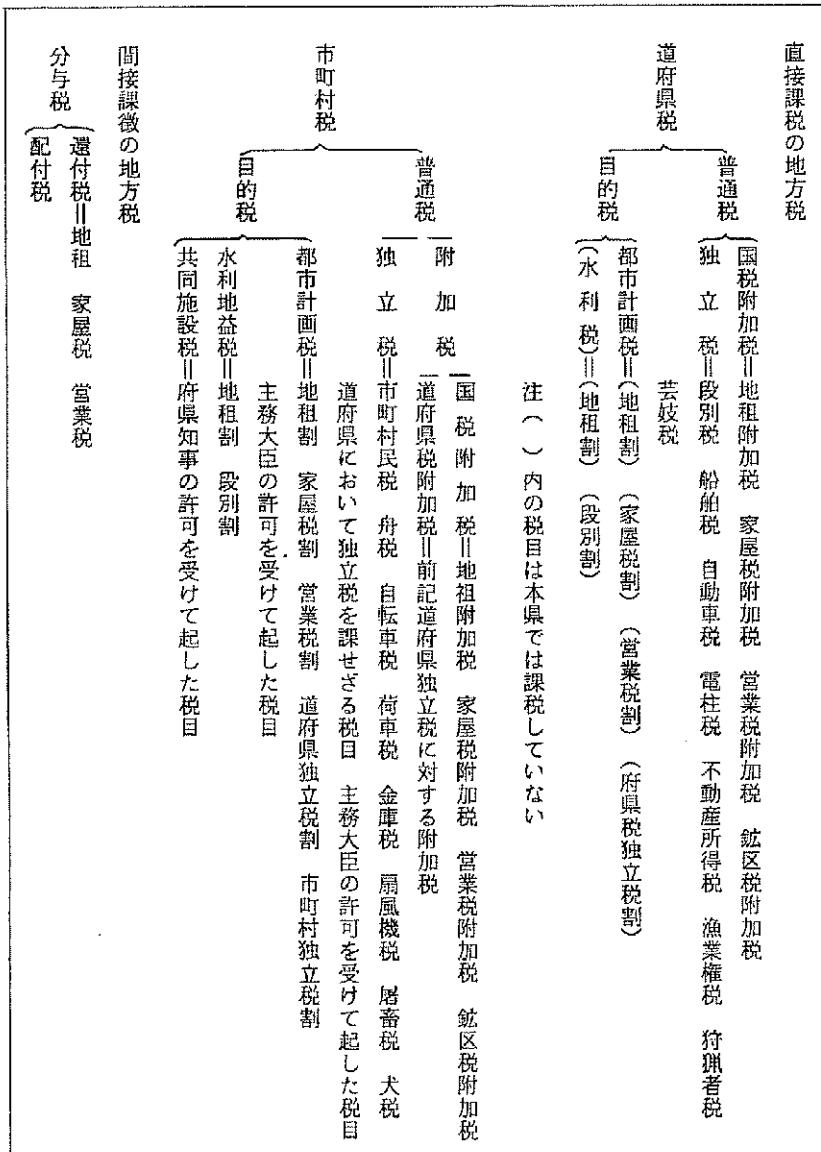
県税については、税収のほとんどは、国税附加税に依存する、いわゆる中央集権的色彩の強い制度であった。このほか、間接課徴の地方税として、分与税制度（還付税・配付税）があった。なお、二十年當時における地方税体系表は下記のとおりである。

二十年の終戦は、各方面に激変を与え、地方財政も大きな影響を受けた。そのため地方税制度は、二十一年以降數次にわたって改正が行われた。このような連続的な改正を必要とした要因は、地方税制度が、

一 インフレーションの高進により、財政収支の均衡を得難くなつた

二 新憲法により、地方自治の強化が打ち出され、新しく地方自治法が制定施行され、これに応じて地方税制度の強化が必要が生じた

終戦当時の地方税体系（昭和20年）



昭和 20 年から 24 年までの県税一覧表

経費の増加に対応するため、地方団体の財源を強化するとともに、負担分任の精神を税制上に顕現することによって、住民の県政への関心を深める等の改正であった。

一 県民税の創設

- 二 地租・家屋税・営業税の三附加税の増税

- 三 法定外独立税として都市計画税の創設

△二十二年の改正▽

新憲法の施行に伴い、従来の中央集権的な体制から、地方分権の色彩の濃い地方自治制度の改正が行われたことにより、地方財政の自主性の強化、負担の均衡、財源配分の適正化を目標にした改正であった。

- 一 還付税（地租・家屋税・営業税）を廃止して、この三収益税を府

県の独立税として移譲された。同時に附加税の廃止

- 二 国税であった鉱区税の府県税移譲と、附加税の廃止

- 三 遊興飲食税が国税から移譲されて県税の遊興税となる

- 四 法定独立税および法定外独立税の拡大（法定二税目、法定外六税目）

- 五 配付税を地方分与税と改称し、配分の方法に改正が加えられた

△二十三年の改正▽

新教育制度の実施（六・三・三制）、自治体警察制度の実施等の経費の増加、さらに、インフレの進行による物価改訂、職員給与の改善等に要する財源を増強するための改正であった。なお、この改正で地方税法の全文を、平仮名・条文見出しつきの法律に改められた。

- 一 入場税・狩獵免許税が、国税から県税に移譲（狩獵免許税は既存の狩獵者税に統合）

二 営業税の課税範囲を原始産業まで拡張し、事業税と改称するとともに、新たに医業・助産婦業・弁護士業など自由業に対して特別所得税の新設

- 三 酒消費税の創設など法定税目の拡大（四税目）と、法定外独立税として余裕住宅税の創設

- 四 地租・家屋税・不動産取得税の税率の引き上げ、住民税の制限税率の徹底と課税額の引き上げ

等の改正であった。

このほか、二十三年九月、東松浦郡・西松浦郡を中心に豪雨災害が発生した。被害者救済のため、県民税・事業税・特別所得税・地租・家屋税について減免することとして、臨時県税減免条例が制定された。

「シャウプ勧告」戦後の増税につぐ増税により、国税・地方税とも、による改正 税の体系は乱れ、他方、国民からは減税を望む声が強く出されている。

占領軍の招へいに応じて来日したシャウプ博士を團長とする税制使節団は、二十四年春から調査を続け、その結果を九月に発表した。その勧告案は、国税・地方税を通じて画期的なものであった。

民主主義達成のためには、地方自治を強化することが根幹であることを強く述べるとともに、その裏づけとなる地方税の自主性を飛躍的に強化することを指摘した。

政府は、この基本構想に基づいて

- 一 地方税を増額し、これを市町村に与える
- 二 附加税制度を一切廃止する
- 三 応益主義を徹底する

シャウプ勧告前後における地方税体系

○勧告前—昭和二十四年

普通税||道府県民税 地租 家屋税 事業税 特別所得税 鉱産税 入場税 酒消費税 電気ガス税 鉱区税 船舶税 自動車税（軌道税）電話加入権税 電柱税 不動産取得税 木材引取税 漁業権税 狩猟者税 遊興飲食税 入湯税 法定外独立税||余裕住宅税 ラジオ税 ミシン税 特別漁業権税

目的税||都市計画税（水利地益税）

普通税 道府県税附加税||前記道府県民税を除いた普通税に対する附加税
 独立税||市町村民税 舟税 自転車税 荷車税 金庫税 厄畜税 広告税 接客人税 使用人税 法定外独立税 余裕住宅税
 目的税||都市計画税 水利地益税 共同施設税

（注）（ ）内の税目は本県で課税していない。

○勧告後—昭和二十五年

普通税||附加価値税||事業税 特別所得税 入場税 遊興飲食税 自動車税 鉱区税 船舶税 自動車税（軌道税）電話加入権税 電柱税 不動産取得税 木材引取税 漁業権税 狩猟者税 遊興飲食税 入湯税 法定外独立税||余裕住宅税 ラジオ税 ミシン税 特別漁業権税

目的税||（水利地益税）

普通税||市町村民税 固定資産税 自転車税 荷車税 電気ガス税 鉱産税 入場税 遊興飲食税 自動車税 鉱区税 船舶税 水利地益税
 法定期外普通税||入湯税 木材引取税 鉱産税 電気ガス税
 共同施設税

（注）1.附加価値税は毎年延期されて二十九年廃止となる

2.（ ）内の税目は本県で課税していない。

3.法定外普通税の四税目はいづれも二十五年八月限り廃止される。

四 分与税を廢止する

ことをねらいとした地方税法改正案を作成し、国会での白熱的な議論を経て、二十五年七月三十一日、新地方税法が公布された。

この地方税制度は、現行地方税法の基本となっているが、この税法の主な改正点は次のとおりであった。

- 一 地方税全般にわたり、その負担の合理化と均衡化を徹底するため、所得・財産に対する課税を重視する
- 二 流通に対する課税を整理するとともに、消費・事業に対する課税を軽くする
- 三 地方税制の自主性を強化するため、課税標準、税率等について、地方団体の権限を拡充する
- 四 税務行政について、責任の帰属を明確にするため、都道府県税と市町村税を完全に分離する、附加税の廢止
- 五 住民の市町村行政に対する関心の増大を求めるため、地方自治の基盤を培うため、有力な直接税を市町村税として与え、その収入を強化する
- 六 地域間における地方税負担の公平化を期すため、税率を全税目において明確に規定する
- 七 特別徴収に関する規定を整備する

この大改正によって、県税としての自主性は非常に強化されたもの、従来、県税収入のうち相当の比重を占めていた県民税・地租・家屋税が、市町村に移譲(市町村民税・固定資産税)された結果、二十五年度の県税収入は五億六、二〇〇万円となり、二十四年度に比較して一九・一% (約一億三、〇〇〇万円) の減収となり、歳入総額に対する割合も

二一・一%から一四・九%へと低下した。

その後、二十八年までは、大きな改正は行われなかつたが、県税関係で次のような若干の改正があつた。

△二十六年の改正▽

- 一 申告納付制度の採用（法人の事業税）
- 二 知事権限の委任（税事務所等の長）の規定

△ 附加価値税の実施延期（その後、毎年一年延ばしとなり、実施されないまま、ついに二十九年廢止）

△二十七年の改正▽

- 一 基礎控除の採用（個人の事業税・特別所得税に三万八、〇〇〇円）
- 二 保健給付に係る所得を非課税とした（特別所得税）
- 三 入湯税・遊興飲食税の税率を半減
- 四 漁業権税の廢止
- 五 狩猟者税の税率軽減

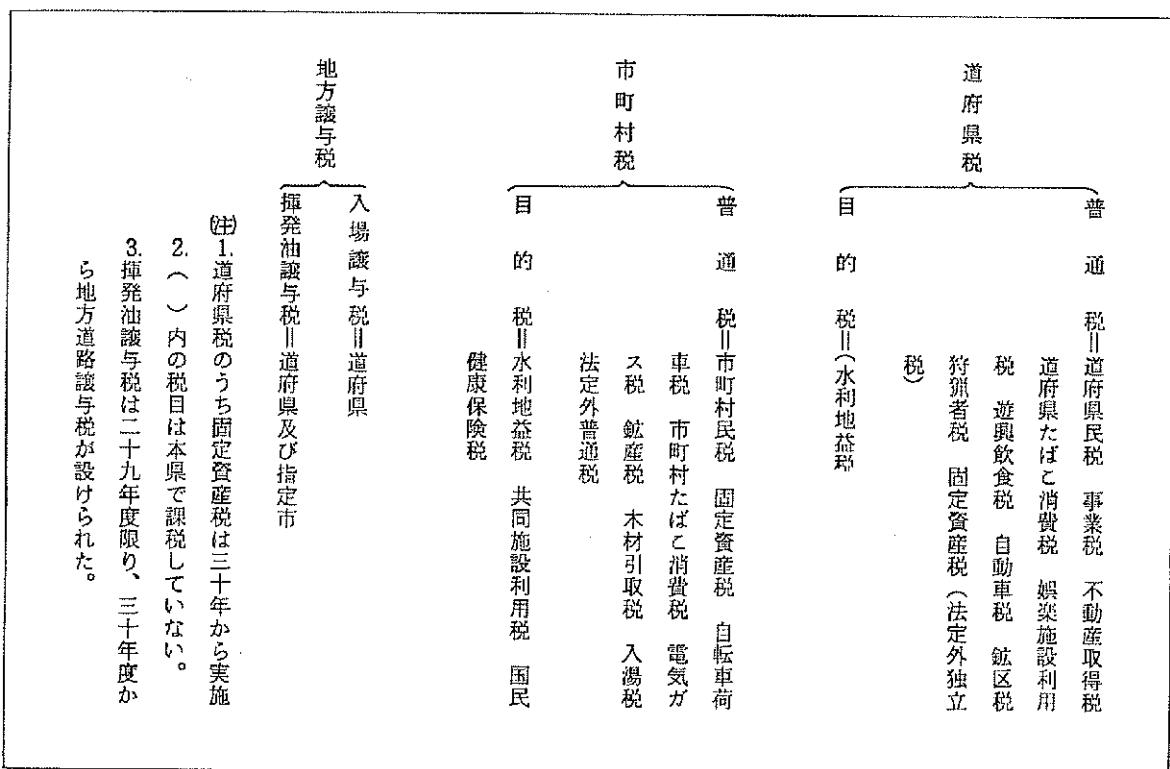
△二十八年の改正▽

- 一 基礎控除の引き上げ（三万八、〇〇〇円を五万円に）
- 二 自動車税の税率の引き上げ

二十九年の改正 「シャウプ勧告」に基づき改正された地方税制につ

とその後の推移 いては、わが国の実情に合わない点があり、特に税負担が重く、一方、府県税の弱体化を招くなど、種々の批判があつた。また、二十五年の改正によって、国税・府県税・市町村税がそれぞれ分離独立し、税目の整理・配分が行われたが、県税とされたものには、課税客体の補そくが困難な税目が多かつた。その上、地方自治の本旨が強調されるあまり、単に税目の独立性の強化にとどまらず、賦課徴収の

昭和29年における地方税体系



全般にわたり、独自性が強く打ちだされたこともあるって、微税に要する労力は、膨大なものとなるなど、税務行政の遂行面でも問題が生じていた。

このような背景のなかで、政府は、二十八年に地方制度調査会および税制調査会を設け、その答申を基にして、地方税制の改正を行った。概要は次のとおりである。

なお、入場税の課税対象のうち、舞踊場・パチンコ場等については、県に残し、娯楽施設利用税として存置

五 財源拡充のため、不動産取得税・たばこ消費税の新設

原則として、国税において決定されたものを用いることとなつた。このような改正によって、二十五年の「シャウプ勧告」税制にかなりの変更が加えられたが、一応、地方税制は安定した状態となり、その後若干の改正は加えられたものの、ほぼ当時の姿のまま現在に至っている。

当時の県税の状況およびその後の推移は、別表のとおりである。

（二）本県独自の制度

財政再建に伴 二十五年の「シャウプ税制」は、地方自治の確立をめう県税の増徴 ざしたものであつたが、県財政は窮乏の状態となり、その後、二十九年の県税の拡充をはかる措置で、県税収入額は初めて一〇億円台となり、前年度に比較して一一四%の伸びをみたものの、県財政の状況はますます窮乏の度を加えて いつた。

そこで、三十年に地方財政再建促進特別措置法が施行されたのを機に本県も、三十一年三月三十一日付で再建団体の指定をうけて、財政再建へのスタートを切った。

このような状況のもと、県税としても、自己独立財源の充実をはかるため、三十一年四月の県議会に「佐賀県財政再建に伴う県税の臨時増収に関する条例」を提案し、翌五月十五日可決され、同月二十五日から施行された。その内容は、

一 県民税均等割額の引き上げ

1 個人（標準税率、年間一〇〇円）

昭和 29 年以降の県税の推移

所得金額の区分に応じ

所得金額のない者

六〇〇円

一〇〇万円以下

一、二〇〇円

一〇〇万円を超える

一、八〇〇円

五〇〇万円以下

五〇〇万円以上

二、四〇〇円

二 不動産取得税の増徴

標準税率百分の三を、百分の五

三 法定外普通税として「犬税」を創設

1 納税義務者等

県内に主たる飼育地がある犬に対しても、その所有者に課する

2 課税免除

県または地方公共団体が所有する犬

生後九〇日を経過しない犬

身体障害者の日常生活を補助する犬

学校または病院で学術研究の用に供する犬

犬の売買を業とする者が所有する商品である犬

3 税率
一頭につき年額六〇〇円
4 徴収方法 証紙徵収（ただし必要と認める場合は普通徵収）

四 適用区分

個人均等割 三十一年度から

法人均等割 三十一年四月一日の属する事業年度から

不動産所得税 施行日（三十一年五月二十五日）から

犬 税 三十一年度から

であった。

このように、一種の非常時態宣言の状況に突入したなかで、県民はもとより県税職員の労苦も大変なもので、「税の公平」という至上命令のもと、登録もれの犬を追いかけ回しては、その所有者をつきとめて、納税通知を発したものであった。

この臨時增收条例は、犬税については三十三年限りで廃止となり、また県民税・不動産取得税の超過課税についても、三十六年限りで廃止となり、その間の增收額は

県民税	約一億二、二〇〇万円
不動産取得税	約一億六、〇〇〇万円
犬 税	約四、〇〇〇万円
計	約三億二、二〇〇万円

であった。

低成長期における 県財政再建以後の昭和四十年代は、経済の高度成長期の臨時増徴 長期を迎えて、税収の推移も順調な伸びを示していくが、四十八年末の石油危機を契機として、高度経済成長から低経済成長へと転換した。

このような情勢のなかで、県税収入は伸び悩みの状態となり、五十年度では対前年度比一〇一・三%にとどまった。

一方、このような収入にかんがみ、好況期に膨張した財政支出の削減に努めたものの、新しい財政需要の増加と相まって、厳しい財政状況となつた。

従つて、県では、住民の要望に応え得る社会福祉行政等を推進するため、中小法人の税負担が増大しないよう配慮しながら、当分の間、県民

税の法人税割の税率改正（五・二%を六・二%に）を、五十一年三月の県議会に提案し、可決成立をまって同年四月一日施行した。

その内容は、

一 新税率（六・二%）の適用期間

五十二年四月一日から、五十七年三月三十一日までの間に終了す

る各事業年度分の法人税額に係る法人税割

二 旧税率（五・二%）に据え置く法人

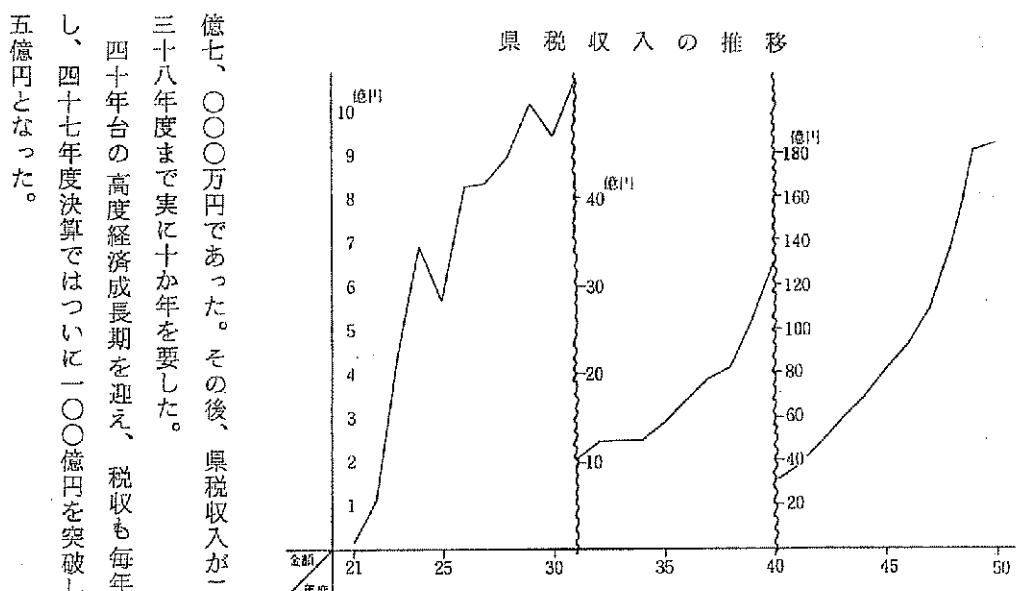
資本金または出資金額が一億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額が年四〇〇万円以下の法人（ただし、保険業法に規定する相互会社および精算法人を除く）

であった。

(二) 税収の推移

二十一年度の県税収入額は、一、七六七万円であったが、翌二十一年度には一億八〇〇万円、二十三年度四億四、二〇〇万円となり、二十四年度には六億九、五〇〇万円と飛躍的な増加となつた。これは戦後のインフレの進行による度重なる制度改革の結果であり、従つて、この時期における県税収入は、財政をまかなうには完全なものではなかつた。そこで、国からの一般財源附与という意味において、分与税（還付税・交付税）として、県税収入とほぼ同額の配分を受けて、財政の運営がなされた。

続いて二十五年は、五億六、〇〇〇万円の収入となり、前年度に比し、約一億三、〇〇〇万円の減少となつた。これは、シャウプ勧告による税制改正で、国・県・市町村間における税源の再配分が行われたためであ



つた。また、財政調整制度を強化するため、配付税を廃止して、地方財政平衡交付金制度が創設されたのもこの年である。その後、二十六年度には八億二、〇〇〇万円、二十七年度には九億円となり、二十九年度に初めて一〇億円台となつた。このほか、同年度に地方譲与税が創設され、この収入は二億七、〇〇〇万円であった。その後、県税収入が二〇億円を超えるのに三十八年度まで実に十か年を要した。

四十年台の高度経済成長期を迎えて、税収も毎年一〇億円単位で増加し、四十七年度決算ではついに一〇〇億円を突破し、五十年度では一八

五億円となつた。